

第86回定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2024年3月23日（土曜日）
午前10時（午前9時受付開始予定）



開催場所

京都市南区吉祥院前河原町18番地
堀場テクノサービス本社ビル
6階 テクノプラザ



決議事項

第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件
第3号議案 補欠監査役2名選任の件

インターネット等または書面による

議決権行使期限

2024年3月22日（金曜日）午後5時まで

（書面は2024年3月22日（金曜日）午後5時必着）

本総会にご出席願えない場合は、
上記期日までにインターネット等または書面により
事前に議決権を行使ください。

会社法改正による電子提供制度の施行により、従前紙媒体でお送りしていた株主総会資料（※）は、ウェブサイト上でのご提供となっています。

本通知においては、株主の皆様には、議決権行使書用紙に加えて、法令上紙面提供を要する情報及び決議事項の各議案の概要等をまとめた書面を「第86回定時株主総会招集ご通知」として紙媒体でお届けしています。当該対応は、株主の皆様への紙面を通じての情報提供の質を一定程度担保しつつ、紙資源の節約による地球環境負荷の軽減すること等を踏まえたものです。

なお、基準日（2023年12月31日）までに、書面交付請求をいただいた株主様には、法令及び当社定款の規定に基づき、省略された情報を除く株主総会資料が紙媒体で提供されます。

（※）株主総会資料とは、招集ご通知、株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類、連結計算書類等を示します。

当社ウェブサイトURL（電子提供措置事項掲載ページ）

▶ <https://www.horiba.com/jpn/company/investor-relations/shareholders-meeting/>

当社ウェブサイト
QRコード



※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ご来場の株主様へのお土産の配布はいたしません。
また、株主総会終了後の懇親会は開催いたしません。

株式会社堀場製作所 社是



当社の社是は「おもしろおかしく」です。創立25周年（1973年）を機に創業者 堀場雅夫が社長を後進に譲り、会長に就任した際にこの社是を定めました。

常に「やりがい」をもって仕事に取り組むことで、人生の一番良い時期を過ごす「会社での日常」を自らの力で「おもしろおかしい」ものにして、健全で実り多い人生にして欲しいという前向きな願いが込められています。

“Our Future” ビジョン、ミッション、バリュー

2023年に創立70周年を迎えた当社グループは、創立100周年を迎える30年後に向けて、どのような会社でありたいか、そこで働く従業員はどのような人財であるべきかといった、未来に向けた議論を重ねてきました。そこから導き出された答えを明文化し、当社グループ共通のビジョン、ミッション、バリューを“Our Future”として制定しました。

新たなおもいを胸に、当社グループはこれからもお客様や社会から必要とされる企業として持続的な成長をめざします。



社是及び当社グループの“Our Future”の詳細は、以下の当社ウェブサイトに掲載しています。

- ・ 社是 ▶ <https://www.horiba.com/jpn/company/about-horiba/culture/>
- ・ “Our Future” ▶ <https://www.horiba.com/jpn/company/about-horiba/vision-mission-values/>

社是
ウェブサイト
QRコード



“Our Future”
ウェブサイト
QRコード



※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

招集ご通知

証券コード 6856

(発信日) 2024年3月1日

(電子提供措置の開始日) 2024年2月28日

株主各位

京都市南区吉祥院宮の東町2番地

株式会社堀場製作所

取締役社長 足立 正之

第86回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第86回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く。）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっていますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイトURL
(電子提供措置事項掲載ページ)

▶ <https://www.horiba.com/jpn/company/investor-relations/shareholders-meeting/>

当社ウェブサイト
QRコード



なお、当日のご出席に代えて、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、2024年3月22日（金曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時	2024年3月23日（土曜日）午前10時（午前9時受付開始予定）	
場 所	京都市南区吉祥院前河原町18番地 堀場テクノサービス本社ビル 6階 テクノプラザ	
目的事項	報告事項	1. 第86期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告の内容、 連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第86期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
	決議事項	第1号議案 取締役8名選任の件 第2号議案 監査役3名選任の件 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

なお、当社ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトでも電子提供措置をとっていますので、ご確認ください。

■ 株主総会資料掲載ウェブサイトURL

▶ <https://d.sokai.jp/6856/teiji/>

■ 東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）URL ▶ <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※ 銘柄名（会社名）に「堀場製作所」またはコードに「6856」（半角）を入力及び検索いただき、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、当社株主総会招集ご通知をご覧ください。

株主総会資料掲載
ウェブサイト
QRコード



東京証券取引所
ウェブサイト
QRコード



※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

議決権行使等のご案内

株主の皆様の議決権は、株主総会へのご出席によるほか、インターネット等または書面により行使することができます。

インターネット等による 議決権行使



当社指定の議決権行使ウェブサイト
(<https://www.web54.net>) にアクセスいた
だき議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使期限（インターネット等）

2024年3月22日（金曜日）

午後5時 まで

書面の郵送による 議決権行使



本招集ご通知とともに紙媒体にてお送りして
いる議決権行使書用紙に議案に対する賛否を
ご表示のうえ、ご返送ください。

議決権行使期限（書面の郵送）

2024年3月22日（金曜日）

午後5時 必着

当日ご出席による 議決権行使



本招集ご通知とともに紙媒体にてお送りして
いる議決権行使書用紙を必ずご持参いただき
株主総会当日、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2024年3月23日（土曜日）

午前10時 より

書面の郵送により議決権を行使される場合のご留意点

- ・ 各議案につき賛否が表示されていない場合は、賛成として取り扱いたします。

議決権を複数回行使された場合の取り扱い

- ・ インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。
- ・ インターネット等及び書面により重複して議決権を行使された場合はインターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱いたします。

当日株主総会へのご出席により議決権を行使される場合のご留意点

- ・ 本招集ご通知とともに紙媒体にてお送りしている議決権行使書用紙を必ずご持参ください。
- ・ 株主様でない代理人及び同伴の方等、株主様以外の方は株主総会にご出席いただけませんのでご注意ください。また、代理人による議決権の行使につきましては、当社定款の規定に基づき、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができることとしています。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

議決権の不統一行使をされる場合のご留意点

- ・ 議決権の不統一行使をされる場合は、本総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨及びその理由を電磁的方法または書面にて当社にご通知ください。

以上

※ 次の各項目は、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に交付する書面（交付書面）に記載していません。よって交付書面に記載されている事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して、監査をした対象書類の一部です。

- ① 事業報告：当社グループの現況に関する事項の「主要な事業内容」及び「主要な営業所及び工場」、「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」並びに「会社の体制及び方針」
- ② 連結計算書類：「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③ 計算書類：「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ④ 監査報告書：「会計監査人の監査報告書」

なお、上記各項目は、電子提供措置事項の一部として当社ウェブサイト（<https://www.horiba.com/jpn/company/investor-relations/shareholders-meeting/>）等に掲載しています。

※ 電子提供措置事項に修正すべき事情が生じた場合、当社ウェブサイト（<https://www.horiba.com/jpn/company/investor-relations/shareholders-meeting/>）等の電子提供措置をとったウェブサイト全てにおいて修正をした旨並びに修正前及び修正後の事項を掲載します。このほか、招集ご通知発送後に株主様へお伝えすべき事情が生じた場合も、当社ウェブサイト等においてお知らせいたします。

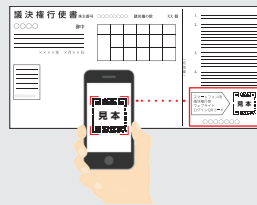
インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、次の内容をご確認ください。

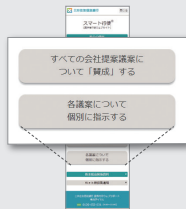
議決権行使期限（インターネット等）
2024年3月22日（金曜日）午後5時まで

スマート行使（QRコード読み取りによる方法）

- ① スマートフォン等で議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- ② 以降は、画面の案内に沿って賛否をご入力ください。



※ 議決権行使書用紙及び操作画面はイメージです。



「議決権行使コード・パスワード」を入力することなく議決権行使ウェブサイトへログイン可能ですが、スマート行使による議決権行使は**1回限り**です。

再行使される場合、またはQRコードを用いずに議決権を行使される場合は、右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」をご確認ください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

- ① パソコン等から以下の議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

議決権行使ウェブサイトQRコード

▶ <https://www.web54.net>



- ② 議決権行使書用紙の右下に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。

- ③ 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、新しいパスワードを設定のうえ、「登録」をクリックしてください。

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- ④ 以降は、画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

※ 操作画面はイメージです。

※ インターネット等による議決権行使に際して発生する費用は、株主様のご負担となりますので予めご了承ください。

※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社

証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話 **0120-652-031** (受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使も可能です。

ご参考情報

本総会における決議事項の各議案の概要

第1号議案 取締役8名選任の件

以下の取締役候補者8名の選任をお願いするものです。



ほり ば あつし
堀場 厚

(満76歳、在任期間41年9カ月) **再任**

当社代表取締役会長兼グループCEOとして、グローバルに当社グループの成長をリードする等、豊富な経営経験を有する。

候補者番号 **1**



さい とう じゅ いち
齊藤 壽一

(満66歳、在任期間18年9カ月) **再任**

海外子会社の経営経験に加え、事業戦略や企業買収を中心となって推進した経験を有し、グループCOOとしてグループ全体を統括している。

候補者番号 **2**



あ だち まさ ゆき
足立 正之

(満61歳、在任期間10年) **再任**

開発本部での豊富な経験や海外子会社の経営をはじめとした海外経験を有し、当社代表取締役社長として当社の経営を担っている。

候補者番号 **3**



じゃい はく
Jai・Hakhu

(満76歳、在任期間2年) **再任**

アメリカのトップ企業でのマネジメント経験等に基づく幅広い知見に加え、当社グループの医事業業等をリードしてきた経験を有する。

候補者番号 **4**



こ いし ひで ゆき
小石 秀之

(満61歳、在任期間1年) **再任**

半導体分野に対しトータルソリューションを提供する当社連結子会社において代表取締役社長を約7年間務めた等の経験を有する。

候補者番号 **5**



と やま はる ゆき
外山 晴之

(満64歳、在任期間3年) **再任** **社外** **独立役員**

企業法務を専門とする弁護士としての専門的な知識や、国際金融・財務分野に関する豊富な経験と知識を有する。

候補者番号 **6**



まつ だ ふみ ひこ
松田 文彦

(満63歳、在任期間3年) **再任** **社外** **独立役員**

医療分野に関わる専門知識、大学研究機関での役職を通じて得られたマネジメントの知見やフランスでの国際経験を有する。

候補者番号 **7**



た なべ とも こ
田邊 智子

(満52歳、在任期間1年) **再任** **社外** **独立役員**

当社の社外監査役を3年間務めた経験に加え、医療における高度な専門知識及び知見並びに企業経営に関する高い見識を有する。

候補者番号 **8**

再任

再任取締役候補者

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立役員

株式会社東京証券取引所の定める独立役員

第2号議案 監査役3名選任の件

以下の監査役候補者3名の選任をお願いするものです。



もとかわ ひとし
本川 仁
(満63歳)

新任

営業本部での長年にわたる豊富な経験に加え、管理本部、財務法務本部においては、当社国内グループ会社の業績管理の経験を有する。

候補者番号 1



やまだ けい じ
山田 啓二
(満69歳、在任期間4年)

再任

社外

独立役員

知事としての地方行政における経験や他社の社外取締役の経験を通じて培われた幅広い見識を有する。

候補者番号 2



かわもと さよこ
河本 紗代子
(満46歳、在任期間1年)

再任

社外

独立役員

さまざまな事業を展開するグループ会社を統括する綾羽株式会社において代表取締役副社長を務め、企業経営に高い見識と経験を有する。

候補者番号 3

再任

再任監査役候補者

新任

新任監査役候補者

社外

社外監査役候補者

独立役員

株式会社東京証券取引所の定める独立役員

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

以下の補欠監査役候補者2名の選任をお願いするものです。



よしだ かずまさ
吉田 和正
(満67歳)

社外

独立役員

税理士としての税務及び会計に関する豊富な知識や経験から税務、会計の専門家としての視点や、他社での監査役経験を有する。

候補者番号 1



た じか じゅんいち
多鹿 淳一
(満50歳)

財務部門での長年の業務経験により豊富な知識を有していることに加え、韓国子会社の代表取締役社長を務める等の経験を有する。

候補者番号 2

社外

補欠の社外監査役候補者

独立役員

株式会社東京証券取引所の定める独立役員

※ 本総会にご出席願えない場合は「議決権行使等のご案内」及び「インターネット等による議決権行使のご案内」の内容をご確認のうえ、**2024年3月22日（金曜日）午後5時までに議決権を行使ください。**

各議案の詳細及び株主総会資料の全編は、以下の当社ウェブサイト等に掲載しています。

▶ <https://www.horiba.com/jpn/company/investor-relations/shareholders-meeting/>

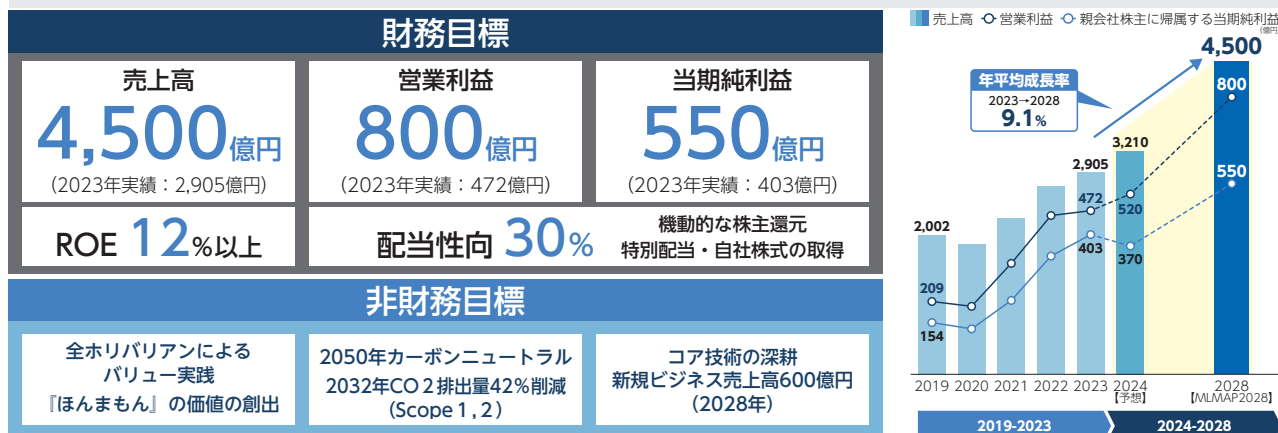


※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

中長期経営計画「MLMAP2028」^(※1)を策定（2024年2月14日発表）

当社グループは、2028年を目標年度とする中長期経営計画「MLMAP2028」を策定しました。スローガン「MAXIMIZE VALUE^(※2)」のもと、後述する3つの戦略を実行し、ビジョン「Joy and Fun for All おもしろおかしくをあらゆる生命へ」の実現をめざします。

- (1) ホリバリアン^(※3)の力を最大限引き出す人財^(※4)戦略
- (2) ソーシャル・インパクトを生み出すサステナビリティ戦略
- (3) 3つの注力分野における社会課題解決をめざす事業戦略



* 2024年度12月期より、株主還元の方針を「株主総還元性向（配当と自社株買いの合計）を、連結純利益の30%を目処とする」から「**配当性向を、連結純利益の30%を目処としつつ、投資機会と資金状況等を総合的に勘案し、特別配当や自己株式の取得を機動的に実施する**」に変更しました。

(1) ホリバリアンの力を最大限引き出す人財戦略

ビジョン「ホリバリアン一人ひとりが『おもしろおかしく』の実践によりその力を発揮し、『ほんまもん^(※5)』を追求する舞台をグループ全体で創りあげる」

当社グループが社会価値を創出するためには、多様なホリバリアンがそれぞれの個性、強み、能力を発揮し、HORIBAのバリューを実践していくことが不可欠であると考えます。その実現に向け、人財が持つ力を最大限に発揮し、「ほんまもん」を追求する「舞台」をグローバルに創りあげます。

(2) ソーシャル・インパクトを生み出すサステナビリティ戦略

ビジョン「HORIBA独自の手法で、持続可能な社会実現に貢献する」

当社グループの使命は、独自性の高い製品とソリューションの提供を通じ、持続可能な社会の実現に貢献することです。また、当社グループを含むサプライチェーン全体での対応強化、社会貢献活動の促進に、グローバルレベルで取り組みます。

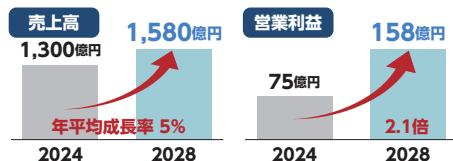
(3) 3つの注力分野における社会課題解決をめざす事業戦略

新しい社会に欠かせない次の3つの注力分野において、当社グループがグローバルに培ってきたコア技術、生産能力、顧客ネットワーク、サービス能力を有機的に組み合わせ、独自のソリューションを創出し、社会課題の解決に貢献します。

エネルギー・環境

ビジョン「持続可能な地球環境を実現するために、お客様の課題を解決し、信頼される真のパートナーとなる」

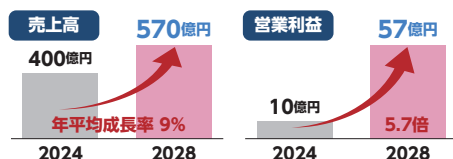
当分野で解決をめざす社会課題は、主にエネルギー分野での取り組みが重要となっている「**カーボンニュートラル**」の実現です。研究開発、法規認証等の各プロセスに対して、当社グループが培ってきた技術と経験を統合し、お客様のニーズに合わせた最適なソリューションを展開します。



バイオ・ヘルスケア

ビジョン「ユニークなソリューションで、あらゆる生命の『ヘルスケアジャーニー』を変革し、社会価値を創造する」

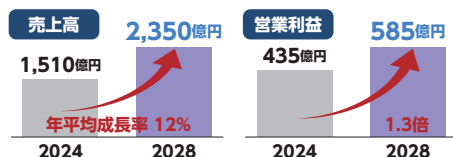
当分野で解決をめざす社会課題は、あらゆる生命の健康のための「**ヘルスケアジャーニー**」^(※6)の変革です。多様なコア技術とグローバルネットワークを活用し、ユニークなソリューションを提供。POCT^(※7)を用いた臨床現場の課題解決やバイオ医薬品の開発、生産プロセスの最適化等に貢献します。



先端材料・半導体

ビジョン「持続可能な社会実現に向けて、先端材料・半導体分野への革新的なソリューションで市場を形成する」

当分野で解決をめざす社会課題は、半導体製造プロセス、関連先端材料、ファシリティが互に関係するバリューチェーンのマトリックス「**ウーブンバリューチェーン**」^(※7)における技術革新です。最先端のソリューションを提供し、半導体分野において全方位でお客様のオペレーションをサポートします。



<用語補足>

- ※1. MLMAP (Mid-Long Term Management Plan)：当社グループでは、中長期経営計画を「MLMAP」として社内浸透させています。
- ※2. MAXIMIZE VALUE：「HORIBAグループのあらゆるVALUE（価値）を最大限に発揮する」ことを表現する「MLMAP2028」のスローガン。「VALUE（価値）」には「ホリバリアンの「価値」」、「社会「価値」」、「顧客提供「価値」」、「技術「価値」」の意味を含めています。
- ※3. ホリバリアン：当社グループで働くすべての人を同じファミリーであると考え、ホリバリアンと呼んでいます。
- ※4. 人材：当社グループでは、従業員を大切な財産と考えて「人材」と表現しています。
- ※5. ほんまもん：「ほんもの」から派生した、京都で使われている言葉。当社グループでは、「心をこめてより良いものを追い求めつづけた先に生まれる、唯一無二の価値」を表しています。「ほんまもん」を追い求めるひと、そのひとの行動や努力、その結果として生まれることやもののすべてが「ほんまもん」であり、それらは「ほんもの」を越えて人の心を揺さぶる存在になっていきます。
- ※6. ヘルスケアジャーニー：健康な生活にはじまり、予防、診断、治療、ホームケアに至るまで、ヘルスケアについて経験する各種イベントとプロセスを、一つの旅路として捉え、「ヘルスケアジャーニー」と表現しています。
- ※7. POCT (Point of Care Testing)：診察室等「患者に近い場所」で行われる検査の総称。
- ※8. ウーブンバリューチェーン：当社グループでは、半導体製造プロセスを横糸、その工程ごとに存在する関連材料市場を縦糸とし、複合化したバリューチェーン全体を織物(ウーブン)に例えて「ウーブンバリューチェーン」と表現しています。

中長期経営計画「MLMAP2028」の詳細は、以下の当社ウェブサイトに掲載しています。

▶ <https://www.horiba.com/jpn/company/investor-relations/mlmap/>



当社ウェブサイトには招集ご通知のほか、次のような情報を掲載しています。

Q 堀場製作所 ウェブサイト

検索

HORIBAの最新の事業トピックス



HORIBAが挑戦する3つの分野



「エネルギー・環境」、「バイオ・ヘルスケア」、「先端材料・半導体」分野への当社グループの事業をまとめています。

▶ <https://www.horiba.com/3-fields/>



CM『バイオ&ヘルスケア篇』、『水素社会の未来をはかる篇』



当社ウェブサイト（下部）にて各30秒のCMをご覧ください。

▶ <https://www.horiba.com/jpn/company/about-horiba/company-profile/>

HORIBAの事業を支える取組み



CSR (Corporate social responsibility)



HORIBAの「見えない資産」、特にESG、サステナビリティ、SDGs関連の情報は、こちらにまとめています。

▶ <https://www.horiba.com/jpn/company/social-responsibility/home/>

HORIBAをもっと知りたい株主様へ



HORIBA Report (統合報告書)



事業や財務情報と共に、財務諸表に載らない資産（見えない資産）についてはこちらにまとめています。

▶ <https://www.horiba.com/jpn/company/investor-relations/ir-library/horiba-report/>



HORIBA Talk (ホリバトーク)



HORIBAが展開する多彩な事業と技術、その中で活躍する人財、社会への取り組みや企業文化などの情報を発信しています。

▶ <https://www.horiba.com/jpn/company/about-horiba/horiba-talk/>

電子提供制度に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社
証券代行部 専用コールセンター

0120-533-600

担当者による対応：受付時間 9時～17時
(土・日・祝日 及び 12月31日～1月3日を除く)

<https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/kaisyahou>

三井住友信託銀行お問い合わせ先
ウェブサイトQRコード



※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

株主総会会場のご案内



ご参考：建屋写真



京都市南区吉祥院前河原町18番地
堀場テクノサービス本社ビル
6階 テクノプラザ

- JRご利用
「西大路駅」出口より徒歩約15分
- 阪急電車ご利用
「西京極駅」出口より徒歩約20分
- 京都市バスご利用
「西大路八条」より徒歩約10分
「葛野大路八条」より徒歩約5分
- タクシーご利用
「JR京都駅」より約15分

インターネット等または書面による

議決権行使期限

2024年3月22日（金曜日）午後5時まで
（書面は2024年3月22日（金曜日）午後5時必着）

本総会にご出席願えない場合は、
上記期日までにインターネット等または書面により
事前に議決権を行使ください。

ご来場の株主様へのお土産の配布はいたしません。
また、株主総会終了後の懇親会は開催いたしません。

株式会社堀場製作所

証券コード 6856



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

議案及び参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

現在の取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の変更に伴い1名減員し、取締役8名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものです。

なお、取締役候補者の選定に当たっては、指名報酬委員会での審議を経て、取締役会において決定しました。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号・区分	氏名	現在（2024年3月1日時点）の 当社における地位及び担当	2023年における 取締役会への出席状況
1 再任	ほりば あつし 堀場 厚	代表取締役会長兼グループCEO	100%（12回／12回）
2 再任	さいとう じゅいち 齊藤 壽一	代表取締役副会長兼グループCOO	100%（12回／12回）
3 再任	あだち まさゆき 足立 正之	代表取締役社長	100%（12回／12回）
4 再任	じゃい はく Jai・Hakhu	取締役	91.6%（11回／12回）
5 再任	こいし ひでゆき 小石 秀之	取締役	100%（10回／10回）
6 再任 社外 独立役員	とやま はるゆき 外山 晴之	取締役	100%（12回／12回）
7 再任 社外 独立役員	まつだ ふみひこ 松田 文彦	取締役	91.6%（11回／12回）
8 再任 社外 独立役員	たなべ ともこ 田邊 智子	取締役	100%（12回／12回）

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立役員 株式会社東京証券取引所の定める独立役員

- (注) 1. 田邊智子氏の取締役会への出席状況は、監査役としての出席状況を含めて記載しています。
2. 第1号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成は次のとおりとなります。

社外取締役の比率	女性取締役の比率
37.5% (3名／8名)	12.5% (1名／8名)

候補者
番 号

1

ほりば あつし
堀場 厚



再任

生年月日

1948年2月5日生（満76歳）

所有する当社株式の数

1,089,181株

当社取締役在任期間（本総会終結時）

41年9カ月

略歴・地位・担当

1972年 9 月 当社入社
1977年12月 当社海外技術部長
1981年 3 月 当社海外本部長
1982年 6 月 当社取締役就任
1988年 6 月 当社専務取締役就任
1989年 6 月 株式会社エステック（現株式会社堀場エステック）取締役就任
1992年 1 月 当社代表取締役社長就任
1995年 6 月 株式会社エステック（現株式会社堀場エステック）
代表取締役社長就任
2002年 8 月 厚利巴儀器（上海）有限公司（中国）
（現堀場儀器（上海）有限公司（中国））取締役会長（董事長）就任
2005年 6 月 当社代表取締役会長兼社長就任
2016年 4 月 株式会社堀場エステック代表取締役会長就任 現在に至る
2018年 1 月 当社代表取締役会長兼グループCEO就任 現在に至る
2018年 6 月 ソフトバンク株式会社社外取締役就任 現在に至る
2021年 6 月 住友電気工業株式会社社外取締役就任 現在に至る

取締役候補者とした理由

1992年から2017年末に至るまで約26年間にわたり当社代表取締役社長を務め、2018年からは当社代表取締役会長兼グループCEOとして、グローバルに当社グループの成長をリードする等、豊富な経営経験を有しており、グループCEOとして、より一層のグループ力の強化やグローバル展開を進めるにあたり適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

重要な兼職の状況

- ・株式会社堀場エステック 代表取締役会長
- ・ソフトバンク株式会社 社外取締役
- ・住友電気工業株式会社 社外取締役

候補者
番 号

2

さいとう じゅいち
齊藤 壽一



再任

生年月日

1958年2月10日生（満66歳）

所有する当社株式の数

27,710株

当社取締役在任期間（本総会終結時）

18年9カ月

略歴・地位・担当

1982年3月 当社入社
1997年3月 当社エンジン計測企画開発部長
2002年2月 ホリバ・インスツルメンツ社（アメリカ）取締役社長就任
2002年6月 当社コーポレートオフィサー（執行役員）就任
2004年6月 株式会社エステック（現株式会社堀場エステック）取締役就任
2005年6月 当社取締役就任
株式会社堀場エステック常務取締役就任
2008年6月 同社取締役副社長就任
2012年1月 当社経営戦略本部長
2013年3月 当社取締役副社長就任
2016年3月 当社代表取締役副社長就任
2018年1月 当社代表取締役副会長兼グループCOO就任 現在に至る
2018年4月 ホリバ・ヨーロッパ・ホールディング社（フランス）
代表取締役社長就任
2021年4月 同社経営監督委員会議長就任

取締役候補者とした理由

アメリカ子会社の経営をはじめとした海外経験に加え、経営戦略本部長として事業戦略や企業買収を中心となって推進した経験を有しており、2018年からはグループCOOとしてグループ全体を統括し、より一層のグローバル展開を進めるにあたり適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

重要な兼職の状況

—

候補者
番 号

3

あだち まさゆき
足立 正之



再任

生年月日

1962年11月1日生（満61歳）

所有する当社株式の数

22,255株

当社取締役在任期間（本総会終結時）

10年

略歴・地位・担当

1985年 3 月 当社入社
1999年 3 月 当社エンジン計測開発部長
2003年 3 月 当社エンジン計測システム統括部長
2005年 9 月 当社自動車計測システム統括部長
2006年 6 月 当社コーポレートオフィサー（執行役員）就任
2007年 1 月 ホリバ・インターナショナル社（アメリカ）
（現ホリバ・インスツルメンツ社（アメリカ））社長就任
2010年 4 月 当社シニアコーポレートオフィサー（常務執行役員）就任
2011年 1 月 当社開発本部長兼開発統括室長
2014年 3 月 当社取締役就任
2014年 4 月 ホリバ・ジョバンイボン社（フランス）
（現ホリバ・フランス社（フランス））代表取締役社長就任
2016年 1 月 同社経営監督委員会議長就任
2016年 3 月 当社専務取締役就任
2018年 1 月 当社代表取締役社長就任 現在に至る

取締役候補者とした理由

開発本部での豊富な経験やアメリカ、フランスの子会社の経営をはじめとした海外経験を有しており、また、2018年からは当社代表取締役社長として当社の経営を担い、さらなる技術力強化を通じ企業価値向上を実現するにあたり適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

重要な兼職の状況

—

候補者
番 号

4

じゃい はく

Jai・Hakhu



再任

生年月日

1947年7月9日生（満76歳）

所有する当社株式の数

10,000株

当社取締役在任期間（本総会終結時）

2年

略歴・地位・担当

1979年	Vice President, Rockwell International Corporation
1997年	Vice President, Varian Semiconductor Equipment Associates Inc. Vice President and General Manager, Intel Corporation
2005年	Corporate Vice President and General Manager, Intel Corporation
2007年	President & CEO, R.C. International LLC 現在に至る Senior Advisor and Operating Executive, Golden Gate Capital
2010年	当社入社 当社エグゼクティブコーポレートオフィサー（専務執行役員）就任
2011年	ホリバ・インスツルメンツ社（アメリカ）代表取締役会長兼社長就任 ホリバ・インド社（インド）代表取締役社長就任 Chancellors Roundtable Member, University of California, Irvine 現在に至る
2012年	ホリバABX社（フランス）代表取締役社長就任 現在に至る
2014年	ホリバ・インスツルメンツ社（アメリカ）代表取締役会長兼CEO就任 現在に至る
2016年	ホリバ・インド社（インド）代表取締役会長就任 現在に至る
2018年	Board of Directors, Montpellier University of Excellence（MUSE）, France 現在に至る
2022年	Board of Directors, University of Montpellier（UM）, France 現在に至る 当社取締役就任 現在に至る

取締役候補者とした理由

アメリカのトップ企業でのマネジメント経験等に基づく幅広い知見に加え、アメリカ、フランス、インド等における当社グループの医用事業等をリードしてきた経験を有しており、グローバル・オペレーションにおける監督機能の強化と意思決定の迅速化を一層進めるにあたり適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

重要な兼職の状況

- ・ホリバ・インスツルメンツ社（アメリカ） 代表取締役会長兼CEO
- ・ホリバABX社（フランス） 代表取締役社長
- ・ホリバ・インド社（インド） 代表取締役会長
- ・President & CEO, R.C. International LLC
- ・Chancellors Roundtable Member, University of California, Irvine
- ・Board of Directors, Montpellier University of Excellence（MUSE）, France
- ・Board of Directors, University of Montpellier（UM）, France

候補者
番号

5

こ い し ひ で ゆ き
小石 秀之



再任

生年月日

1963年2月17日生（満61歳）

所有する当社株式の数

11,779株

当社取締役在任期間（本総会終結時）

1年

略歴・地位・担当

1985年3月 株式会社エステック（現株式会社堀場エステック）入社
2004年10月 同社海外部長
2008年4月 ホリバ／エステック社（アメリカ）
（現ホリバ・インスツルメンツ社（アメリカ））取締役社長就任
2010年1月 株式会社堀場エステック経営統括本部長
2010年3月 同社常務取締役就任
堀場エステック・コリア社（韓国）代表取締役社長就任
2011年3月 株式会社堀場エステック取締役副社長就任
2012年4月 当社コーポレートオフィサー（執行役員）就任
2014年4月 当社シニアコーポレートオフィサー（常務執行役員）就任
2016年3月 株式会社堀場エステック代表取締役社長就任
2016年4月 堀場エステック・コリア社（韓国）代表取締役会長就任
2023年1月 株式会社堀場エステック取締役就任 現在に至る
2023年3月 当社取締役就任 現在に至る
2023年4月 ホリバ・コリア社（韓国）代表取締役会長 現在に至る

取締役候補者とした理由

半導体分野に対し流体計測・制御機器を中心にトータルソリューションを提供する当社連結子会社の株式会社堀場エステックにて、代表取締役社長を2016年より約7年間務めた経験を有しており、今後も当社の半導体市場向けビジネス等の成長を牽引していくにあたり適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

重要な兼職の状況

- ・株式会社堀場エステック 取締役
- ・ホリバ・コリア社（韓国） 代表取締役会長

候補者
番 号

6

とやま はるゆき
外山 晴之



再任

社外

独立役員

生年月日

1959年3月23日生（満64歳）

所有する当社株式の数

372株

当社社外取締役在任期間（本総会終結時）

3年

略歴・地位・担当

1982年 4 月 日本銀行入行
2000年 1 月 国際通貨基金日本国理事代理
2004年 8 月 同行岡山支店長
2006年 7 月 同行決済機構局参事役
2009年 3 月 同行金融市場局長
2011年 5 月 同行米州統括役
2012年11月 同行国際局長
2014年 8 月 同行退行
2015年 3 月 弁護士登録
2015年 6 月 日立建機株式会社社外取締役就任
2019年 1 月 岩田合同法律事務所スペシャルカウンセラー 現在に至る
2021年 3 月 当社社外取締役就任 現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

企業法務を専門とする弁護士としての専門的な知識や、国際金融・財務分野に関する豊富な経験と知識を有しており、取締役会における公正な意思決定を促し、経営の監督機能を強化する役割を適切に果たすことができると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

重要な兼職の状況

・岩田合同法律事務所 スペシャルカウンセラー

候補者
番号

7

まつだ ふみひこ
松田 文彦



再任

社外

独立役員

生年月日

1960年12月3日生（満63歳）

所有する当社株式の数

523株

当社社外取締役在任期間（本総会終結時）

3年

略歴・地位・担当

1998年 8 月 フランス国立ジェノタイプングセンター部長（遺伝子同定部門）
2003年 4 月 京都大学医学研究科社会健康医学専攻教授（ゲノム情報疫学）
（併任）
2004年 4 月 京都大学医学研究科附属ゲノム医学センター教授
（疾患ゲノム疫学解析部門）（併任）
2007年 1 月 フランス国立医学研究機構（INSERM）
研究ユニット U.852 リサーチディレクター（併任）
2008年11月 京都大学医学研究科附属ゲノム医学センター長 現在に至る
2014年10月 京都大学理事補（国際担当）
2015年 4 月 京都大学数理解析研究所客員教授 現在に至る
2016年11月 パスツール研究所・京都大学国際共同研究ユニット
研究コーディネータ 現在に至る
2018年 4 月 京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻専攻長 現在に至る
2018年11月 ジェノコンシェルジュ京都株式会社取締役（最高顧問）就任
現在に至る
2020年10月 京都大学総長首席学事補佐 現在に至る
2020年11月 RADDAR-J for Society株式会社取締役（最高顧問）就任
現在に至る
2021年 3 月 当社社外取締役就任 現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

ウイルス、免疫、ゲノム等の医療分野に関わる専門知識、京都大学総長首席学事補佐等の役職を通じて得られたマネジメントの知見やフランスでの国際経験を有しており、取締役会における公正な意思決定を促し、経営の監督機能を強化する役割を適切に果たすことができると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

重要な兼職の状況

- ・ 京都大学 総長首席学事補佐
- ・ ジェノコンシェルジュ京都株式会社 取締役（最高顧問）
- ・ RADDAR-J for Society株式会社 取締役（最高顧問）

候補者
番 号

8

た な べ と も こ
田 邊 智 子



再任

社外

独立役員

生年月日

1971年11月14日生（満52歳）

所有する当社株式の数

1,912株

当社社外取締役在任期間（本総会終結時）

1年

略歴・地位・担当

1996年 4 月 京都府立医科大学付属病院第一内科研修医
1998年 7 月 ベス・イスラエルメディカルセンター内科レジデント
2001年 7 月 同センターチーフレジデント
2002年 7 月 ペンシルベニア大学総合内科フェロシップ
2004年 9 月 カリフォルニア大学サンディエゴ校医学部内科臨床准教授
退役軍人局サンディエゴ医療センター総合内科
2005年 2 月 カリフォルニア大学サンディエゴ校医学部
3 回生臨床クラークシップ副ディレクター
2008年 9 月 医療法人坂崎診療所中之島クリニック
（現医療法人知音会中之島クリニック）副院長
2009年 4 月 医療法人知音会御池クリニックレディースドック長
2010年 2 月 親友会ホールディングス株式会社取締役就任 現在に至る
2010年 7 月 京都府立医科大学男女共同参画推進センター委員
2017年 5 月 株式会社京都メディカルクラブ代表取締役副社長就任
2018年 6 月 同社代表取締役社長就任 現在に至る
2020年 3 月 当社社外監査役就任
2021年 4 月 京都府立医科大学生理学教室統合生理学部門客員教授 現在に至る
2023年 3 月 当社社外取締役就任 現在に至る
2023年 4 月 医療法人知音会御池クリニック副所長 現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

当社の社外監査役を3年間務めた経験に加え、医療における高度な専門知識や知見及び企業経営に関する高い見識を有しており、取締役会における公正な意思決定を促し、経営の監督機能を強化する役割を適切に果たすことができると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

重要な兼職の状況

- ・親友会ホールディングス株式会社 取締役
- ・株式会社京都メディカルクラブ 代表取締役社長
- ・医療法人知音会御池クリニック 副所長
- ・京都府立医科大学 生理学教室統合生理学部門 客員教授

第1号議案に係る注記

1. 松田文彦氏が総長首席学事補佐等を務める京都大学と当社グループとの間には、研究開発及び寄付等による取引関係があります。同大学における当社グループからの当該取引額の割合は、同大学の直近の会計年度における収入に対し、0.01%未満です。なお、当社から同大学に対し過去4事業年度にわたり寄付を行っています。それら全ての事業年度におけるそれぞれの寄付金額は同大学の各会計年度における収入に対し0.01%未満であり、100万円を超えません。このほか、当社グループにおける同大学からの当該取引額の割合は、当社グループの直近の連結会計年度における連結売上高に対し、約0.01%です。また、同氏が取締役（最高顧問）を務めるジェノコンシェルジュ京都株式会社において、当社代表取締役会長兼グループCEO 堀場厚氏はアドバイザーを務めており、堀場厚氏は企業経営者の観点から、同社に対して企業経営等に関する助言を行っていますが、同社から報酬は受け取っていません。なお、同社と当社グループの間に直接的な取引関係はありません。これらのことから、当社の定める「独立社外役員の独立性判断基準」を満たしており同氏の独立性に問題はありません。
2. 田邊智子氏が代表取締役社長を務める株式会社京都メディカルクラブと当社グループとの間には、健康診断等に関する取引関係があります。同社における当社グループからの当該取引額の割合は、同社の直近の会計年度における売上高に対し、約0.89%です。なお、当社グループにおける同社からの直接的な取引はありません。また、同氏が副所長を務める医療法人知音会御池クリニックと当社グループとの間には、感染症の診断及び検査等に関する取引関係があります。同法人における当社グループからの当該取引額の割合は、同法人の直近の会計年度における売上高に対し、約0.01%です。なお、同法人における当社グループからの取引はありません。また、同氏が生理学教室 統合生理学部門 客員教授を務める京都府立医科大学と当社グループとの間には、共同研究に関する取引関係があります。同大学における当社グループからの当該取引額の割合は、同大学を運営する京都府公立大学法人の直近の会計年度における収入に対し、約0.02%です。このほか、当社グループにおける同大学からの当該取引額の割合は、当社グループの直近の連結会計年度における連結売上高に対し、0.01%未満です。これらのことから、当社の定める「独立社外役員の独立性判断基準」を満たしており同氏の独立性に問題はありません。
3. 田邊智子氏は、2023年3月23日開催の当社第85回定時株主総会終結の時まで、当社社外監査役を務めていました。
4. その他、各取締役候補者と当社との間には、記載すべき特別の利害関係はありません。
5. Jai・Hakhu氏の本人確認書類に記載上の氏名は、「Jai Krishan Hakhu」です。
6. 取締役候補者 外山晴之氏、松田文彦氏、田邊智子氏は、社外取締役候補者です。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者にその職務の執行に関する責任の追及に係る請求等がなされた場合に、当該被保険者が負担することになる損害賠償責任に基づく賠償金及び訴訟費用を補填することとしています。当社及び国内主要グループ会社（株式会社堀場エステック、株式会社堀場アドバンステクノ、株式会社堀場テクノサービス）の取締役、監査役及びコーポレートオフィサー（執行役員）が、当該保険契約の被保険者であり、その保険料は当社が全額負担しています。なお、意図的に違法行為を行った被保険者の損害等は補償対象外としています。各候補者が取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者に含めることとし、また、次回更新時に同内容での更新を予定しています。
8. 当社は「独立社外役員の独立性判断基準」を定めています。本議案における各社外取締役候補者は、この基準を満たしています。このほか、社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりです。
 - (1) 責任限定契約の締結
当社と、外山晴之氏、松田文彦氏、田邊智子氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額です。各氏が社外取締役に再任され就任した場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定です。
 - (2) 独立役員の届出
当社は、外山晴之氏、松田文彦氏、田邊智子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。各氏が社外取締役に再任され就任した場合、各氏は引き続き独立役員となる予定です。

第2号議案 監査役3名選任の件

現在の監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名（うち社外監査役2名）の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は次のとおりです。

候補者番号・区分	氏名	現在（2024年3月1日時点）の 当社における地位	2023年における 監査役会への出席状況
1 新任	もとかわ ひとし 本川 仁	ジュニアコーポレートオフィサー（理事）	－
2 再任 社外 独立役員	やまだ けいじ 山田 啓二	監査役	100%（14回／14回）
3 再任 社外 独立役員	かわもと さよこ 河本 紗代子	監査役	100%（11回／11回）

再任 再任監査役候補者 新任 新任監査役候補者 社外 社外監査役候補者 独立役員 株式会社東京証券取引所の定める独立役員

候補者
番 号

も と か わ ひ と し

1

本川 仁



新任

生年月日

1960年11月27日生（満63歳）

所有する当社株式の数

3,851株

当社監査役在任期間（本総会終結時）

—

略歴・地位

1984年 3 月	当社入社
2004年 9 月	当社営業業務部長
2009年 1 月	当社営業本部長
2017年 4 月	当社ジュニアコーポレートオフィサー（理事）就任 現在に至る
2018年 1 月	当社営業本部長
2021年 1 月	当社管理本部 業績担当本部長
2022年 1 月	当社財務法務本部 業績担当本部長 現在に至る

監査役候補者とした理由

営業本部での長年にわたる豊富な経験に加え、管理本部、財務法務本部においては、当社国内グループ会社の業績管理の経験を有しており、監査役としての職務を適切に遂行し、監査業務を務めることに適任と判断し、新たに監査役として選任をお願いするものです。

重要な兼職の状況

—

候補者
番号

やま だ けい じ

2

山田 啓二



再任

社外

独立役員

生年月日

1954年4月5日生（満69歳）

所有する当社株式の数

1,296株

当社社外監査役在任期間（本総会終結時）

4年

略歴・地位

1977年4月	自治省（現総務省）入省
1992年7月	内閣法制局参事官
1999年8月	京都府総務部長
2001年6月	京都府副知事
2002年4月	京都府知事（1期）
2006年4月	京都府知事（2期）
2010年4月	京都府知事（3期）
2011年4月	全国知事会会長（1期）
2013年4月	全国知事会会長（2期）
2014年4月	京都府知事（4期）
2015年4月	全国知事会会長（3期）
2017年4月	全国知事会会長（4期）
2018年4月	京都産業大学学長補佐、法学部法政策学科教授
2018年6月	公益財団法人京都文化財団理事長 現在に至る
2019年6月	川崎汽船株式会社社外取締役就任 現在に至る
2020年3月	当社社外監査役就任 現在に至る
2020年4月	京都産業大学学長特別補佐、法学部法政策学科教授
2020年11月	株式会社トーセ社外取締役就任 現在に至る
2021年4月	京都産業大学理事、学長特別補佐、法学部法政策学科教授 現在に至る
2021年6月	日東薬品工業ホールディングス株式会社社外取締役就任 現在に至る

社外監査役候補者とした理由

知事としての地方行政における経験や他社の社外取締役の経験を通じて培われた幅広い見識は、当社経営にも大きく寄与するところがあり、過去に直接企業経営に関与した経験はありませんが監査役としての職務を独立した立場から適切に遂行し、当社の経営を監督できると判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものです。

重要な兼職の状況

- ・京都産業大学 理事、学長特別補佐、法学部法政策学科教授
- ・公益財団法人京都文化財団 理事長
- ・川崎汽船株式会社 社外取締役
- ・株式会社トーセ 社外取締役
- ・日東薬品工業ホールディングス株式会社 社外取締役

候補者
番号

3

かわもと

さ よ こ

河本 紗代子



再任

社外

独立役員

生年月日

1977年7月25日生（満46歳）

所有する当社株式の数

—

当社社外監査役在任期間（本総会終結時）

1年

略歴・地位

2000年4月	株式会社エイエムエス入社
2000年6月	同社取締役就任 現在に至る
2010年6月	綾羽株式会社取締役就任
2016年10月	同社取締役総務部門副部門長
2017年10月	同社取締役事業統括副部門長
2019年5月	公益財団法人河本文教福祉振興会理事 現在に至る
2022年4月	綾羽株式会社代表取締役副社長就任 現在に至る
2023年3月	当社社外監査役就任 現在に至る
2023年6月	公益財団法人びわ湖芸術文化財団理事 現在に至る

社外監査役候補者とした理由

繊維工業、小売、製造、不動産賃貸業等のさまざまな事業を展開するグループ会社を統括する綾羽株式会社において代表取締役副社長を務め、企業経営に関する高い見識と経験を有しており、監査役としての職務を独立した立場から適切に遂行し、当社の経営を監督できると判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものです。

重要な兼職の状況

- ・綾羽株式会社 代表取締役副社長
- ・株式会社エイエムエス 取締役
- ・公益財団法人河本文教福祉振興会 理事
- ・公益財団法人びわ湖芸術文化財団 理事

第2号議案に係る注記

1. 山田啓二氏が理事、学長特別補佐、法学部法政策学科教授を務める京都産業大学と当社グループとの間には、製品の点検等に関する取引関係があります。当社グループにおける同大学からの当該取引額の割合は、当社グループの直近の連結会計年度における収入に対し0.01%未満です。なお、同大学における当社グループからの取引はありません。また、同氏が社外取締役を務める日東薬品工業ホールディングス株式会社の連結子会社であるNoster株式会社と当社グループとの間には、製品の販売等に関する取引関係があります。当社グループにおける同社からの当該取引額の割合は、当社グループの直近の連結会計年度における収入に対し約0.01%です。なお、同社における当社グループからの取引はありません。これらのことから当社の定める「独立社外役員の独立性判断基準」を満たしており同氏の独立性に問題はありません。
2. その他、各監査役候補者と当社との間には、記載すべき特別の利害関係はありません。
3. 監査役候補者 山田啓二氏、河本紗代子氏は社外監査役候補者です。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者にその職務の執行に関する責任の追及に係る請求等がなされた場合に、当該被保険者が負担することになる損害賠償責任に基づく賠償金及び訴訟費用を補填することとしています。当社及び国内主要グループ会社（株式会社堀場エステック、株式会社堀場アドバンスドテクノ、株式会社堀場テクノサービス）の取締役、監査役及びコーポレートオフィサー（執行役員）が、当該保険契約の被保険者であり、その保険料は当社が全額負担しています。なお、意図的に違法行為を行った被保険者の損害等は補償対象外としています。各候補者が監査役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者に含めることとし、また、次回更新時に同内容での更新を予定しています。
5. 当社は「独立社外役員の独立性判断基準」を定めています。本議案における各社外監査役候補者は、この基準を満たしています。このほか、社外監査役候補者に関する事項は、次のとおりです。
 - (1) 責任限定契約の締結
当社と山田啓二氏及び河本紗代子氏は会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額です。各氏が社外監査役に再任され就任した場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定です。
 - (2) 独立役員の届出
当社は、山田啓二氏及び河本紗代子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。各氏が社外監査役に再任され就任した場合、各氏は引き続き独立役員となる予定です。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

現在の補欠監査役の効力は、本総会開始の時までとされていますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものです。

補欠監査役の候補者は、第2号議案「監査役3名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、社外監査役山田啓二氏及び河本紗代子氏の補欠の社外監査役として吉田和正氏、監査役 本川仁氏の補欠監査役として多鹿淳一氏の選任をお願いするものです。吉田和正氏、多鹿淳一氏の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。

補欠監査役候補者は次のとおりです。

候補者
番号

よしだ かずまさ

1

吉田 和正



社外

独立役員

生年月日

1956年11月16日生（満67歳）

所有する当社株式の数

1,518株

略歴・地位

1979年 4 月	キャノン株式会社入社
1980年 2 月	同社退社
1980年 3 月	中野公認会計士事務所入所
1991年 9 月	同所退所
1991年10月	吉田和正税理士事務所所長 現在に至る
2006年 5 月	株式会社デリブ監査役就任 現在に至る
2014年 6 月	日本リグランド株式会社監査役就任 現在に至る

補欠の社外監査役候補者とした理由

税理士としての税務及び会計に関する豊富な知識や経験から税務、会計の専門家としての視点を有していることに加え、他社での監査役経験から、監査役としての職務を独立した立場から適切に遂行し、当社の経営を監督できると判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものです。

重要な兼職の状況

- ・ 吉田和正税理士事務所 所長
- ・ 株式会社デリブ 監査役
- ・ 日本リグランド株式会社 監査役

候補者
番号

た じ か じゅん い ち

2

多 鹿 淳 一



生年月日

1973年8月20日生（満50歳）

所有する当社株式の数

1,570株

略歴・地位

1996年 3 月 当社入社
2010年 1 月 当社経理部長
2013年 1 月 当社財務本部副本部長
2018年 1 月 当社管理本部副本部長
2021年 7 月 ホリバ・コリア社（韓国）代表取締役社長就任 現在に至る
2023年 4 月 当社ジュニアコーポレートオフィサー（理事） 就任 現在に至る
2024年 1 月 当社財務法務本部副本部長 現在に至る

補欠監査役候補者とした理由

財務部門での長年の業務経験により豊富な知識を有していることに加え、韓国子会社の代表取締役社長として会社をリードし、経営経験を積み重ねており、監査役としての職務を適切に遂行し、監査業務を行うにあたり適任と判断し、補欠監査役として選任をお願いするものです。

重要な兼職の状況

ホリバ・コリア社（韓国） 代表取締役社長

第3号議案に係る注記

1. 各補欠監査役候補者と当社との間には、記載すべき特別の利害関係はありません。
2. 吉田和正氏は補欠の社外監査役候補者です。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者にその職務の執行に関する責任の追及に係る請求等がなされた場合に、当該被保険者が負担することになる損害賠償責任に基づく賠償金及び訴訟費用を補填することとしています。当社及び国内主要グループ会社（株式会社堀場エステック、株式会社堀場アドバンステクノ、株式会社堀場テクノサービス）の取締役、監査役及びコーポレートオフィサー（執行役員）が、当該保険契約の被保険者であり、その保険料は当社が全額負担しています。なお、意図的に違法行為を行った被保険者の損害等は補償対象外としています。各補欠監査役候補者が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含めることとなります。また、次回更新時に同内容での更新を予定しています。
4. 当社は「独立社外役員の独立性判断基準」を定めています。本議案における補欠の社外監査役候補者は、この基準を満たしています。このほか、補欠の社外監査役候補者に関する事項は、次のとおりです。
 - （1） 責任限定契約の締結
吉田和正氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額です。
 - （2） 独立役員の届出
吉田和正氏が社外監査役に就任した場合、同氏は新たに株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。

以 上

ご参考情報

■ 取締役候補指名及び取締役解任に当たっての方針（2021年11月19日取締役会決定）

当社の取締役候補の選任にあたっては、指名報酬委員会における審議を経て、取締役会において候補者を決定します。当社の取締役候補は、以下の要件を満たす者とします。

1. HORIBAグループの社是やコーポレート・フィロソフィを尊重し、持続的な企業価値の創造に資するとの観点から経営の監督を担うに相応しい者であること。
 2. 取締役として人格及び識見に優れ、誠実で職務遂行に必要な意思と能力が備わっていること。
 3. 取締役として、その職務を誠実に遂行するために必要な時間を確保できる者であること。
 4. 取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる者であること。
 5. 法令上求められる取締役としての適格要件を満たす者であること。
- 取締役会は、取締役が以上の要件を満たさなくなった場合には、当該取締役の解任、または、再任しないことを検討するものとします。

■ 監査役候補指名に当たっての方針（2016年1月26日取締役会決定）

当社の代表取締役が指名の提案を監査役会に行い、監査役会において、審議の結果、候補者指名について同意をしたのち、取締役会で監査役選任の議案を決定します。このほか、監査役会において、監査役候補選任議案の株主総会への提出を代表取締役に請求することも可能です。当社の監査役候補は、以下の要件を満たす者とします。

1. 監査役として人格および識見に優れ、誠実で職務遂行に必要な意思と能力が備わっていること。
2. 中立的・客観的な観点から監査を行い、経営の健全性確保への貢献が期待できる者であること。
3. 監査役として、その職務を誠実に遂行するために必要な時間を確保できる者であること。
4. 法令上求められる監査役としての適格要件を満たす者であること。

■ 当社の取締役及び監査役のスキル・マトリックス

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役及び監査役のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

氏名等		当社が特に重要と考える知見・見識			“Our Future”の実現に向けてHORIBAが 注力する3つのフィールドへの専門性			資格・博士号
		企業経営	技術	ガバナンス	エネルギー・ 環境	バイオ・ ヘルスケア	先端材料・ 半導体	
取締役	堀場 厚	○	○	○				
	齊藤 壽一	○		○	○			
	足立 正之	○	○			○		博士（工学）
	Jai・Hakhu	○		○			○	博士（工学）
	小石 秀之	○			○		○	
	外山 晴之			○				弁護士
	松田 文彦	○	○			○		博士（医学）
監査役	田邊 智子	○	○			○		医師
	本川 仁			○				
	山田 啓二			○				
	河本 紗代子	○		○				

- (注) 1. 本スキル・マトリックスは、当社の取締役及び監査役に必要となる知見・見識・専門性に対し各氏に特に期待するものを○で示したものです。
2. 当社のグローバル・オペレーションに必要な国際経験は、取締役候補者全員が備えています。
3. 各項目については、外部環境や会社の状況を踏まえ、適宜見直しを図ってまいります。

■ 独立社外役員の独立性判断基準（2015年11月20日取締役会決定）

当社は、社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性判断基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性を有するものと判断します。

- ① 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行者（注1）又は過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者（注2）又はその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先（注3）又はその業務執行者
- ④ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注4）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- ⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑥ 当社グループから一定額を超える寄附又は助成（注5）を受けている者（当該寄附又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
- ⑦ 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関（注6）又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
- ⑧ 当社グループの主要株主（注7）又は当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
- ⑨ 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
- ⑩ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
- ⑪ 過去3年間に於いて上記②から⑩に該当していた者
- ⑫ 上記①から⑪に該当する者（重要な地位にある者（注8）に限る）の近親者等（注9）

（注1）業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、執行役員、使用人を含む。監査役は含まれない。

（注2）当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）であって、直近事業年度における取引額が、当該グループの年間連結売上高の5%以上の者

（注3）当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%以上の者

（注4）多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう）。

（注5）一定額を超える寄附又は助成とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又はその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれが高い方の額を超える寄附又は助成をいう。

（注6）主要な金融機関とは、直前事業年度末における全借入れ額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

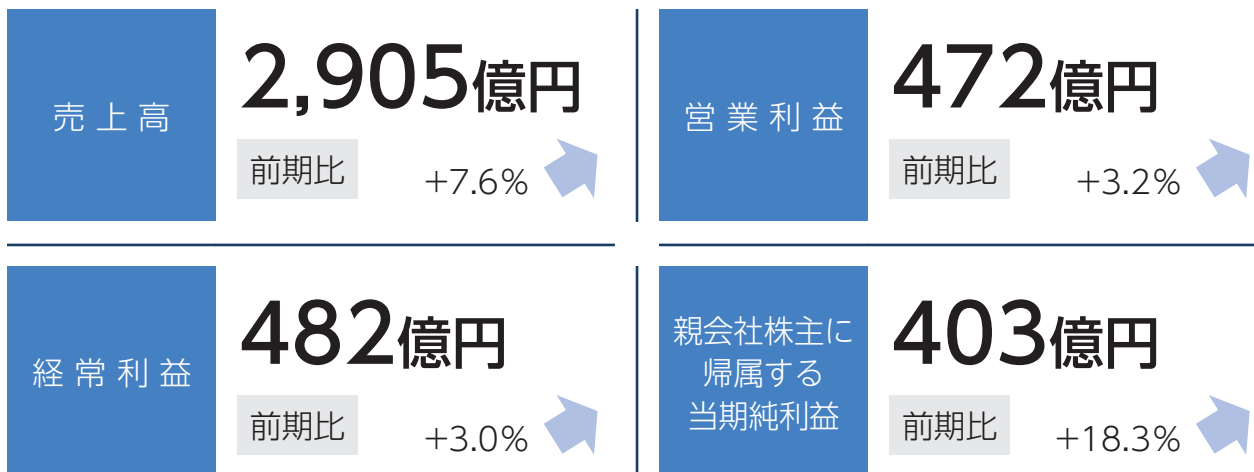
（注7）主要株主とは、議決権保有割合10%以上（直接保有、間接保有の双方を含む）の株主をいう。

（注8）重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人又は会計事務所所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

（注9）近親者等とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果



当連結会計年度は、世界情勢の複雑性が増すとともに、外国為替市場での円安基調や物価高騰の影響が継続しましたが、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和から、経済活動正常化の動きが加速しました。分析・計測機器業界を振り返りますと、電子部品をはじめとする部材調達難に加え、調達価格の高騰が引き続き業績に大きく影響した一年となりました。半導体関連では、半導体メーカーの設備投資が調整局面にあったことから、半導体製造装置メーカーへの販売が減速しました。また、自動車関連では、加速する電動化への投資と並行して、燃焼計測設備の維持管理による需要が増加しました。一方で、カーボンニュートラル社会の実現に向けた水素エネルギー活用の取り組みが進み、関連分野での研究開発投資が増加しました。

この間、為替相場を見ますと、当連結会計年度の平均為替レートは、1 USドル140.67円、1 ユーロ152.11円と、前年と比べUSドルは6.9%、ユーロは10.1%の円安になりました。

このような経営環境のもと、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高290,558百万円と前期比7.6%の増収となり、利益面でも営業利益47,296百万円、経常利益48,251百万円、また、関係会社株式売却益を計上したこと等から、親会社株主に帰属する当期純利益40,302百万円とそれぞれ前期比3.2%、3.0%、18.3%の増益となりました。

なお、セグメント別の状況は次のとおりです。

自動車セグメント

排ガス測定装置、及びMCT^(※)事業の販売が増加しました。この結果、売上高は80,406百万円と前期比19.1%の増収、営業利益は1,209百万円と黒字転換しました（前期は667百万円の営業損失）。

【強化施策】

排ガス計測の分野では、欧州での次期排ガス規制「EURO7」での新たな測定項目への対応として、自動車のエンジン等から排出される固体粒子数に加え、ブレーキやタイヤからの粉塵等を連続計測する連続固体粒子測定装置を上市しました。当社独自の統合計測プラットフォームに対応し、複数装置の測定データの一元管理による運用の効率化や、研究開発現場のデジタルトランスフォーメーション（DX）推進にも貢献します。また、エネルギー関連分野では、Ceres Power社（イギリス）と共同で、ホリバMIRA社（イギリス）内に燃料電池開発に関する各種試験施設を設置しました。また、Symbio社（フランス）へも燃料電池の生産に不可欠である評価装置をホリバ・フランス社（フランス）が受注しており、ホリバ・フューエルコン社（ドイツ）をはじめとした当社グループの計測・試験技術を組み合わせ、水素エネルギー活用効率化に貢献します。

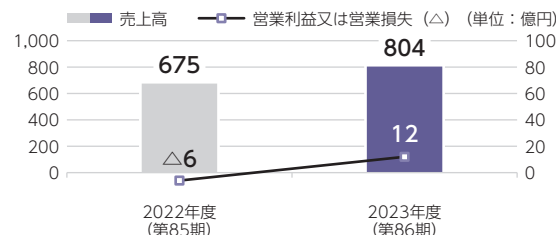
※：MCT：Mechatronics（自動車計測機器）

セグメントの概要

高いシェアを誇るエンジン排ガス測定装置に加え、自動車開発用計測装置、燃料電池や水電解セル/スタック性能評価装置等を研究開発、品質管理の現場に提供。次世代車両開発支援エンジニアリングも展開。

2023年度
売上高比率
28%

売上高・営業利益



環境・プロセスセグメント

産業プロセス計測等の需要が拡大し、大気汚染監視用分析装置、プロセス計測設備事業、及び水質計測装置の販売が増加しました。この結果、売上高は24,959百万円と前期比10.7%の増収、営業利益は2,412百万円と同14.8%の増益となりました。

【強化施策】

2023年はTethys社（フランス）とProcess Instruments社（アメリカ）の買収により、水質計測及び産業プロセスモニタリングの技術力を強化しました。これにより、新興国ビジネスの展開と高精度かつ産業プロセスの計測制御の創出を加速させます。

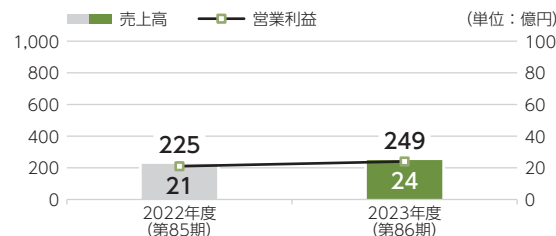
また、微量なガス成分を長期間安定稼働で計測する新微量ガス分析計の開発を進めました。ガス計測性能向上と環境負荷低減設計の両立やリモートオペレーション等の機能追加に加え、ガス計測部をコンパクトにモジュール化したことで、お客様の様々な計測ニーズにフレキシブルに応えることを可能にしました。これにより大気モニタリングシステム市場のみならず、半導体製造やその他多様な産業プロセスの微量ガス計測に貢献します。

セグメントの概要

大気、水質、土壌等の分析・計測装置を供給。エネルギー産業等でのガス計測、工場排水管理や半導体産業等での純水管理をはじめ地球環境保全と生産プロセスでのモニタリングに貢献。

2023年度
売上高比率
8%

売上高・営業利益



医用セグメント

血球計数装置等の販売の増加、及び新型コロナウイルス感染症に関する制限の緩和が進み、医療機関受診需要が回復したことから、試薬の販売が増加しました。この結果、売上高は32,678百万円と前期比9.8%の増収、営業利益は638百万円と黒字転換しました（前期は99百万円の営業損失）。

【強化施策】

血球計数分野では、国内向け小型5分類自動血球計数装置を上市し、さらなる省スペース化と操作性向上を実現しました。さらに、採血管の自動セット機能を搭載したモデルもラインアップし、病院検査室での計測効率の改善に貢献します。

また、機器の遠隔監視分野では、当社機器の稼働状況を見守るリモートモニタリングサービスを刷新し、自動データ収集や予知保全項目の拡充等の機能向上を実現しました。

その他にも、動物病院向け自動血球計数装置を上市しました。新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に引き下げられて以降、人々の医療機関の受診機会の回復しているなか、医療従事者の負担軽減に寄与し、迅速で信頼性の高い検査を実現しています。

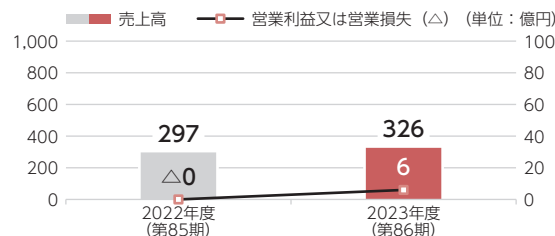
セグメントの概要

検体検査市場において、主に血液検査機器と検査時に使用される検査試薬を販売。特にPOCT（※）市場に強い中/小型血球計数装置に強みを持っている。

※ POCT（Point of Care Testing）：診察室等「患者に近い場所」で行われる検査の総称。

2023年度
売上高比率
11%

売上高・営業利益



半導体セグメント

半導体メーカーの設備投資が調整局面にあったことから、半導体製造装置メーカー向けの販売が減少したものの、アジア向けの販売が増加したことから売上高は112,872百万円と前期比1.1%の減収、営業利益は40,580百万円と同3.4%の減益にとどまりました。

【強化施策】

最先端半導体製造分野に向けて、次世代半導体製造プロセスに対応する圧力式マスフローコントローラーの通信仕様や小流量仕様等を追加し、用途の対応範囲を拡大した製品を上市しました。半導体製造の露光工程で使用されるレティクル/マスク異物検査装置では、複数カセットや異物除去ユニットと複合可能な製品の開発に注力しました。半導体洗浄プロセス向け製品では、薬液濃度モニターの製品群拡充のための研究開発を進めました。大学や研究機関等のアカデミアとの共同研究を通じて要素技術開発にも継続的に投資しています。

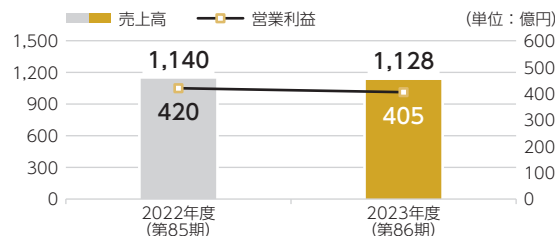
セグメントの概要

世界トップシェア（※）を誇る半導体製造装置に搭載されるマスフローコントローラー、また薬液濃度モニターや異物検査装置等、半導体製造工程での技術進化に対応する幅広いソリューションを提供。

※ 当社推定。

2023年度
売上高比率
39%

売上高・営業利益



科学セグメント

グローバルに新たな顧客層への拡販が奏功したことや、アジアにおいてラマン分光分析装置の販売が増加したことから、売上高は39,641百万円と前期比9.4%の増収となりました。利益面では、製品売上構成の変化等により、営業利益は2,456百万円と同1.9%の減益となりました。

【強化施策】

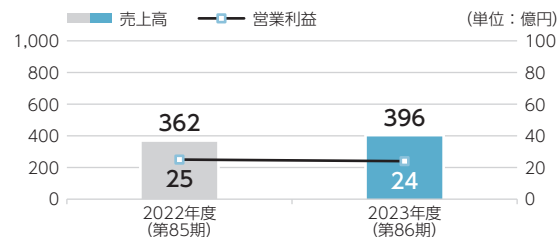
当セグメントでは、主に研究開発や品質管理用途で使用されてきたラマン分光、蛍光分光、蛍光X線、微小粒子径分布測定技術を、生産工程における状態監視用途へ適用するための基礎研究と開発を推進しました。化学、製薬、電池、半導体分野の製造プロセス分野では、生産工程や生成品の仕上がり検査を目的とするデータ解析に対応した専用装置の開発を行っています。また、生産プロセスのモニタリング需要に対しては、他のビジネスセグメントとの連携を図り、新たな計測装置の開発を進めています。理化学分野での研究開発用途に対しては、フランス、アメリカ、日本の各開発拠点で継続しています。

セグメントの概要

高いシェアを持つラマン分光分析装置やpHメーターをはじめさまざまな分析・計測装置を保有。最先端の研究開発における分析・計測、医薬品等の有効成分分析、電子部品の不良解析等のソリューションを提供。

2023年度
売上高比率
14%

売上高・営業利益



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資額（無形固定資産を含む）は9,122百万円です。その主なものはホリバMIRA社（イギリス）のECT（※）関連事業投資等です。

また、当連結会計年度に決定した主な設備投資案件としては、株式会社堀場エステックの京都福知山テクノロジーセンター増設、京都福知山工場（仮称）新設等があります。

※ ECT：Engineering Consultancy & Testing（自動車開発全般に関するエンジニアリング・試験）

(3) 資金調達の状況

特筆すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2028年を目標年度とする中長期経営計画「MLMAP2028」^(※1)を策定しました。ビジョン「Joy and Fun for All おもしろおかしくをあらゆる生命へ」実現のため、「MAXIMIZE VALUE^(※2)」のスローガンのもと、以下の3つの戦略を実行し、2028年に、売上高4,500億円、営業利益800億円、ROE12%以上の達成をめざします。

- ① 3つの注力分野（エネルギー・環境、バイオ・ヘルスケア、先端材料・半導体）における
社会課題解決をめざす事業戦略
- ② ホリバリアン^(※3)の力を最大限引き出す人財^(※4)戦略
- ③ ソーシャル・インパクトを生み出すサステナビリティ戦略

① 3つの注力分野（エネルギー・環境、バイオ・ヘルスケア、先端材料・半導体）における
社会課題解決をめざす事業戦略

新しい社会に欠かせない、次の3つの注力分野において、当社グループがグローバルに培ってきたコア技術、生産能力、顧客ネットワーク、サービス能力を有機的に組み合わせ、独自のソリューションを創出し、社会課題の解決に貢献します。

<エネルギー・環境>

ビジョン「持続可能な地球環境を実現するために、
お客様の課題を解決し、信頼される真のパートナーとなる」

当分野で解決をめざす社会課題は、主にエネルギー分野での取り組みが重要となっている「カーボンニュートラル」の実現です。当社グループは、研究開発、法規認証等の各プロセスに対して、当社グループが培ってきた技術と経験を統合し、お客様のニーズに合わせた最適なソリューションを展開します。

<バイオ・ヘルスケア>

ビジョン「ユニークなソリューションで、
あらゆる生命の『ヘルスケアジャーニー^(※5)』を変革し、社会価値を創造する」

当分野で解決をめざす社会課題は、あらゆる生命が健康でいるために、ウェルビーイング、予防を含めた「ヘルスケアジャーニー」の変革です。当社グループが持つ多様なコア技術とグローバルネットワークを活用し、ユニークなソリューションを提供。POCT^(※6)を用いた臨床現場の課題解決やバイオ医薬品の開発・生産プロセスの最適化等にご貢献します。

<先端材料・半導体>

ビジョン「持続可能な社会実現に向けて、
先端材料・半導体分野への革新的なソリューションで市場を形成する」

当分野で解決をめざす社会課題は、半導体製造プロセス、関連先端材料、そしてファシリティが互いに関係するバリューチェーンのマトリックス「ウーブンバリューチェーン^(※7)」における技術革新です。当社グループは、先端材料分野等に最先端のソリューションを提供し、半導体分野において全方位でお客様のオペレーションをサポートします。

② ホリバリアンの力を最大限引き出す人財戦略

ビジョン「ホリバリアン一人ひとりが『おもしろおかしく』の実践によりその力を発揮し、
『ほんまもん^(※8)』を追求する舞台をグループ全体で創りあげる」

当社グループが社会価値を創出するためには、多様なホリバリアンがそれぞれの個性、強み、能力を発揮し、HORIBAのバリュー^(※9)を実践していくことが不可欠であると考えます。その実現に向け、人財が持つ力を最大限に発揮し、「ほんまもん」を追求する「舞台」をグローバルに創りあげます。

③ ソーシャル・インパクトを生み出すサステナビリティ戦略

ビジョン「HORIBA独自の手法で、持続可能な社会実現に貢献する」

当社グループの使命は、独自性の高い製品とソリューションの提供を通じ、持続可能な社会の実現に貢献することです。また、当社グループを含むサプライチェーン全体での対応強化と社会貢献活動の促進に、グローバルレベルで取り組みます。

- (注) ※1. MLMAP (Mid-Long Term Management Plan)：当社グループでは、中長期経営計画を「MLMAP」として社内浸透させています。
- ※2. MAXIMIZE VALUE：「HORIBAグループのあらゆるVALUE（価値）を最大限に発揮する」ことを表現する「MLMAP2028」のスローガンです。「VALUE（価値）」には「ホリバリアンの『価値』」、「社会『価値』」、「顧客提供『価値』」、「技術『価値』」の意味を込めています。
- ※3. ホリバリアン：当社グループで働くすべての人を同じファミリーであると考え、ホリバリアンと呼んでいます。
- ※4. 人財：当社グループでは、従業員を大切な財産と考えて「人財」と表現しています。
- ※5. ヘルスケアジャーニー：健康な生活にはじまり、予防、診断、治療、ホームケアに至るまで、ヘルスケアについて経験する各種イベントとプロセスを、一つの旅路として捉え、「ヘルスケアジャーニー」と表現しています。
- ※6. POCT (Point of Care Testing)：診察室等「患者に近い場所」で行われる検査の総称。
- ※7. ウーブンバリューチェーン：当社グループでは、半導体製造プロセスを横糸、その工程ごとに存在する関連材料市場を縦糸とし、複合化したバリューチェーン全体を織物(ウーブン)に例えて「ウーブンバリューチェーン」と表現しています。
- ※8. ほんまもん：「ほんもの」から派生した、京都で使われている言葉。当社グループでは、「心をこめてより良いものを追求め続けた先に生まれる、唯一無二の価値」を表しています。「ほんまもん」を追求めるひと、そのひとの行動や努力、その結果として生まれることやもののすべてが「ほんまもん」であり、それらは「ほんもの」を越えて人の心を揺さぶる存在になっていきます。
- ※9. バリュー：我々ホリバリアンを突き動かし、独自性あふれるソリューションを生み出しつづけるための道しるべとして、「チャレンジ精神」、「誠実と信頼」、「卓越の追求」をかかげています。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 当社グループの財産及び損益の状況の推移

区分	第83期 (2020年12月期)	第84期 (2021年12月期)	第85期 (2022年12月期)	第86期 (当期) (2023年12月期)
受注高 (百万円)	178,072	266,346	325,530	280,312
売上高 (百万円)	187,080	224,314	270,133	290,558
経常利益 (百万円)	19,399	32,038	46,860	48,251
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	13,188	21,311	34,072	40,302
1株当たり当期純利益 (円)	312.58	505.05	807.06	953.71
総資産 (百万円)	328,068	371,585	416,742	449,030
純資産 (百万円)	178,669	204,493	240,850	283,732
1株当たり純資産額 (円)	4,217.45	4,827.06	5,684.68	6,695.30

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しています。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しています。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第83期 (2020年12月期)	第84期 (2021年12月期)	第85期 (2022年12月期)	第86期 (当期) (2023年12月期)
受注高 (百万円)	42,376	48,732	57,576	55,671
売上高 (百万円)	50,085	50,013	51,923	54,620
経常利益 (百万円)	8,228	9,672	16,029	24,040
当期純利益 (百万円)	7,258	1,900	14,562	22,731
1株当たり当期純利益 (円)	172.02	45.03	344.94	537.92
総資産 (百万円)	214,207	221,751	223,047	224,577
純資産 (百万円)	114,661	113,223	119,681	134,124
1株当たり純資産額 (円)	2,700.73	2,664.43	2,815.80	3,156.37

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しています。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しています。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社は親会社を有していません。

② 重要な子会社の状況（2023年12月31日現在）

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
株式会社堀場エステック	1,478百万円	100.0%	測定機器の開発、製造、販売、サービス
ホリバ・インスツルメンツ社（アメリカ）	10,364千US\$	100.0%	測定機器の開発、製造、販売、サービス
ホリバ・ヨーロッパ社（ドイツ）	8,802千Euro	100.0%	測定機器の開発、製造、販売、サービス
ホリバABX社（フランス）	23,859千Euro	100.0%	測定機器の開発、製造、販売、サービス
ホリバ・フランス社（フランス）	7,075千Euro	100.0%	測定機器の開発、製造、販売、サービス
ホリバMIRA社（イギリス）	50,000千Pound	100.0%	車両開発エンジニアリング、試験エンジニアリング
ホリバ・ヨーロッパ・ホールディング社（フランス）	143,128千Euro	100.0%	グループ会社のファイナンス及び資金管理
ホリバ・UKファイナンス社（イギリス）	86,151千Pound	100.0%	グループ会社のファイナンス及び資金管理
ホリバ・アメリカス・ホールディング社（アメリカ）	310,364千US\$	100.0%	グループ会社のファイナンス及び資金管理
堀場（中国）貿易有限公司（中国）	11,800千US\$	100.0%	測定機器の販売、サービス
厚礼博（中国）投資有限公司（中国）	37,650千US\$	100.0%	グループ会社のファイナンス及び資金管理

(注) 議決権比率は、間接所有によるものを含んでいます。

(7) 従業員の状況（2023年12月31日現在）

① 当社グループの従業員

セグメント	従業員数（名）	前期末比増減（名）
自動車	2,611	+42
環境・プロセス	677	+50
医用	1,197	△33
半導体	1,326	+69
科学	1,071	+34
全社（共通）	1,783	+71
合計	8,665	+233

② 当社の従業員

区分	従業員数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
男性	1,103	+4	43.3	16.8
女性	407	+22	39.8	13.3
合計	1,510	+26	42.4	15.9

(8) 主要な借入先の状況（2023年12月31日現在）

（単位：百万円）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	19,114
株式会社みずほ銀行	3,415
株式会社三井住友銀行	2,656

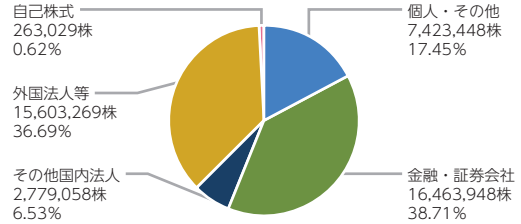
(9) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社の連結子会社であるホリバMIRA社（イギリス）は、Iveco Defence Vehicles S.p.A.（イタリア）と2023年1月24日に株式譲渡契約を締結し、2023年2月1日付で保有するMIRA UGV社（現 IDV Robotics社）（イギリス）の株式の一部を譲渡しました。これによりMIRA UGV社（現 IDV Robotics社）（イギリス）は当社の連結子会社から持分法適用関連会社へ変更となりました。

2. 会社の株式に関する事項（2023年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 42,532,752株
- (3) 株主数 8,047名
- (4) 大株主（上位10名）

■所有者別株式分布状況



株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,494	13.00
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,207	7.59
全国共済農業協同組合連合会	1,682	3.98
堀場 厚	1,089	2.58
京都中央信用金庫	835	1.98
堀場洛楽会投資部会	833	1.97
株式会社京都銀行	828	1.96
堀場グループ従業員持株会	759	1.80
堀場 弾	644	1.53
BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS - SUSTAINABLE WATER AND WASTE POOL	643	1.52

(注) 持株比率は自己株式（263,029株）を控除して計算しています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員等に交付した株式の状況

役員区分	株式の種類及び数	交付対象者数（名）
当社取締役（社外取締役を除く。）	当社普通株式 15,541株	5
当社コーポレートオフィサー（執行役員）	当社普通株式 3,577株	8
当社国内子会社の取締役及びコーポレートオフィサー（執行役員）	当社普通株式 4,139株	10

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. 会社役員に関する事項（4）当社の取締役及び監査役の報酬等」に記載しています。

3. 会社役員に関する事項

(1) 当社の取締役及び監査役の氏名等（2023年12月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
堀場 厚	代表取締役会長兼グループCEO	株式会社堀場エステック 代表取締役会長 ソフトバンク株式会社 社外取締役 住友電気工業株式会社 社外取締役
齊藤 壽一	代表取締役副会長兼グループCOO	－
足立 正之	代表取締役社長	－
大川 昌男	常務取締役（財務法務本部長兼東京支店長）	ホリバ・ヨーロッパ・ホールディング社（フランス） 代表取締役社長
Jai・Hakhu	取締役	ホリバ・インスツルメンツ社（アメリカ） 代表取締役会長兼CEO ホリバABX社（フランス） 代表取締役社長 ホリバ・インド社（インド） 代表取締役会長 President & CEO, R.C. International LLC Chancellors Roundtable Member, University of California, Irvine Board of Directors, Montpellier University of Excellence（MUSE）, France Board of Directors, University of Montpellier（UM）, France
小石 秀之	取締役	株式会社堀場エステック 取締役 ホリバ・コリア社（韓国） 代表取締役会長
外山 晴之	取締役	岩田合同法律事務所 スペシャルカウンセラー
松田 文彦	取締役	京都大学 総長首席学事補佐 ジェノコンシェルジュ京都株式会社 取締役（最高顧問） RADDAR-J for Society株式会社 取締役（最高顧問）
田邊 智子	取締役	親友会ホールディングス株式会社 取締役 株式会社京都メディカルクラブ 代表取締役社長 医療法人知音会御池クリニック 副所長 京都府立医科大学 生理学教室統合生理学部門 客員教授
中峯 敦	監査役（常勤）	－
山田 啓二	監査役	京都産業大学 理事、学長特別補佐、法学部法政策学科教授 公益財団法人京都文化財団 理事長 川崎汽船株式会社 社外取締役 株式会社トーセ 社外取締役 日東薬品工業ホールディングス株式会社 社外取締役
河本 紗代子	監査役	綾羽株式会社 代表取締役副社長 株式会社エイエムエス 取締役 公益財団法人河本文教福祉振興会 理事 公益財団法人びわ湖芸術文化財団 理事

- (注) 1. 取締役 外山晴之氏、松田文彦氏、田邊智子氏は、社外取締役です。
2. 監査役 山田啓二氏、河本紗代子氏は、社外監査役です。
3. 監査役 山田啓二氏は、地方行政等における豊富な経験や経歴を通じて幅広い見識を有しており、財務・会計及び内部統制に関する相当程度の知見を有するものです。
4. 監査役 河本紗代子氏は、企業経営者としての経験を有しており、財務・会計及び内部統制に関する相当程度の知見を有するものです。

5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
6. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりです。
- 就任 2023年3月25日開催の第85回定時株主総会において、小石秀之氏、田邊智子氏が新たに取締役に選任され就任しました。
- 退任 2023年3月25日開催の第85回定時株主総会終結の時をもって、長野隆史氏、竹内佐和子氏が任期満了により取締役を退任しました。
7. 当事業年度中の監査役の異動は次のとおりです。
- 就任 2023年3月25日開催の第85回定時株主総会において、河本紗代子氏が新たに監査役に選任され就任しました。
- 辞任 2023年3月25日開催の第85回定時株主総会終結の時をもって、田邊智子氏が監査役を辞任しました。
8. 取締役 松田文彦氏が総長首席学事補佐等を務める京都大学と当社グループとの間には、研究開発及び寄付等による取引関係があります。同大学における当社グループからの当該取引額の割合は、同大学の直近の会計年度における収入に対し、0.01%未満です。なお、当社から同大学に対し過去4事業年度にわたり寄付を行っています。それら全ての事業年度におけるそれぞれの寄付金額は同大学の各会計年度における収入に対し0.01%未満であり、100万円を超えません。このほか、当社グループにおける同大学からの当該取引額の割合は、当社グループの直近の連結会計年度における連結売上高に対し、約0.01%です。また、同氏が取締役（最高顧問）を務めるジェノコンシェルジュ京都株式会社において、当社代表取締役会長兼グループCEO 堀場厚氏はアドバイザーを務めており、堀場厚氏は企業経営者の観点から、同社に対して企業経営等に関する助言を行っています。同社から報酬は受け取っていません。なお、同社と当社グループの間に直接的な取引関係はありません。これらのことから、当社の定める「独立社外役員の独立性判断基準」を満たしており同氏の独立性に問題はありません。
9. 取締役 田邊智子氏が代表取締役社長を務める株式会社京都メディカルクラブと当社グループとの間には、健康診断等に関する取引関係があります。同社における当社グループからの当該取引額の割合は、同社の直近の会計年度における売上高に対し、約0.89%です。なお、当社グループにおける同社からの直接的な取引はありません。また、同氏が副所長を務める医療法人知音会御池クリニックと当社グループとの間には、感染症の診断及び検査等に関する取引関係があります。同法人における当社グループからの当該取引額の割合は、同法人の直近の会計年度における売上高に対し、約0.01%です。なお、同法人における当社グループからの取引はありません。また、同氏が生理学教室 統合生理学部門 客員教授を務める京都府立医科大学と当社グループとの間には、共同研究に関する取引関係があります。同大学における当社グループからの当該取引額の割合は、同大学を運営する京都府公立大学法人の直近の会計年度における収入に対し、約0.02%です。このほか、当社グループにおける同大学からの当該取引額の割合は、当社グループの直近の連結会計年度における連結売上高に対し、0.01%未満です。これらのことから、当社の定める「独立社外役員の独立性判断基準」を満たしており同氏の独立性に問題はありません。
10. 監査役 山田啓二氏が理事、学長特別補佐、法学部法政策学科教授を務める京都産業大学と当社グループとの間には、製品の点検等に関する取引関係があります。当社グループにおける同大学からの当該取引額の割合は、当社グループの直近の連結会計年度における収入に対し0.01%未満です。なお、同大学における当社グループからの取引はありません。また、同氏が社外取締役を務める日東薬品工業ホールディングス株式会社の連結子会社であるNoster株式会社と当社グループとの間には、製品の販売等に関する取引関係があります。当社グループにおける同社からの当該取引額の割合は、当社グループの直近の連結会計年度における収入に対し約0.01%です。なお、同社における当社グループからの取引はありません。これらのことから当社の定める「独立社外役員の独立性判断基準」を満たしており同氏の独立性に問題はありません。
11. その他、社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社との間には、記載すべき特別の関係はありません。

（2） 責任限定契約の内容の概要

当社の社外取締役及び社外監査役全員は、それぞれ会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額です。

（3） 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者にその職務の執行に関する責任の追及に係る請求等がなされた場合に、当該被保険者が負担することになる損害賠償責任に基づく賠償金及び訴訟費用を補填することとしています。当社及び国内主要グループ会社（株式会社堀場エステック、株式会社堀場アドバンステクノ、株式会社堀場テクノサービス）の取締役、監査役及びコーポレートオフィサー（執行役員）が、当該保険契約の被保険者であり、その保険料は当社が全額負担しています。なお、意図的に違法行為を行った被保険者の損害等は補償対象外としています。

(4) 当社の取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る当社の取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	1,170 (28)	171 (28)	882 (－)	117 (－)	11 (4)
監査役 (うち社外監査役)	32 (14)	32 (14)	－	－	4 (3)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。

2. 業績連動報酬（利益連動給与）に係る指標は、親会社株主に帰属する当期純利益（連結）であり、取締役の報酬及び業績との連動性をより明確にし、取締役の業績向上へのインセンティブを一層高める観点から利益連動給与に係る指標として適切と判断しています。なお、当事業年度の利益連動給与制度における親会社株主に帰属する当期純利益（連結）の目標は30,000百万円で、実績は40,302百万円です。

3. 非金銭報酬の内容は、譲渡制限付株式報酬及び事後交付型株式報酬であり、当該報酬支給の際の条件等は「3. 会社役員に関する事項（4）当社の取締役及び監査役の報酬等 ②当社の取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」に記載の株主総会決議の内容に沿ったものです。また、当事業年度における交付状況は、上記及び「2. 会社の株式に関する事項（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員等に交付した株式の状況」に記載しています。

② 当社の取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2022年3月26日開催の第84回定時株主総会において年額13億円以内（うち社外取締役分4,000万円以内、また使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいています。なお、この報酬限度額の内訳は、定期同額給与等の基本報酬として3億円以内、連結純利益に連動する報酬として上限10億円、下限0円としています（ただし、社外取締役に対する報酬は業績への連動を排除し基本報酬のみとする。）。これとは別枠にて、2022年3月26日開催の第84回定時株主総会において、長期インセンティブとして譲渡制限付株式報酬及び事後交付型株式報酬を1年間につき50,000株以内、かつ年額2億円以内の範囲で取締役（社外取締役を除く。）に支給することを決議いただいています。また、譲渡制限付株式報酬は、3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間中、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社普通株式の譲渡、担保権の設定その他の処分を行うことができない旨を、また、事後交付型株式報酬は、3年から5年までの間、当社の取締役会が決定する役務提供期間終了後、株式の発行または自己株式の処分を決定する当社の取締役会の決議に基づき株式の交付を行う旨等を、併せて決議いただいています。なお、第84回定時株主総会の当該決議に係る取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）です。

監査役の報酬限度額は、2007年3月24日開催の第69回定時株主総会において年額5,000万円以内と決議いただいています。なお、第69回定時株主総会の当該決議に係る監査役の員数は3名です。

③ 当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年12月21日に改めて取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針）を取締役会において決議しました。その内容の概要は次のとおりです。

当社における取締役の報酬等は、企業価値の長期的かつ持続的な増大に資することを目的とし、株主利益と連動した報酬体系とすることに加え、国内外問わず優秀な経営人財を確保できる報酬水準とします。具体的には、取締役の報酬は、基本報酬（定期同額給与等）に加え、各事業年度の業績に連動した利益連動給与及び中長期的な業績に連動する株式報酬（譲渡制限付株式報酬等）により構成されます。ただし、社外取締役に対する報酬は、その職務の性格から業績への連動を排除し、基本報酬（定期同額給与等）のみです。

取締役の報酬等に係る取締役会の意思決定手続きの客観性及び透明性を向上させるため、取締役会での審議に先立ち、社外取締役を過半数の構成員とする指名報酬委員会より、独立した立場からの答申を得ることとします。同委員会の委員長は、委員である社外取締役の中から委員会で決定します。なお、同委員会の報酬に関する決議にあたっては、社外取締役以外の者は決議に加わりません。

④ 当事業年度に係る当社の取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、株主総会において決議いただいた報酬内容及び限度額等に基づき、指名報酬委員会が決定方針に定める内容との整合性を含む多角的な検討及び審議を行ったうえで答申を行い、取締役会において決定していますので、取締役会は決定方針に沿うものと判断しています。

⑤ 当社の取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容の決定は、指名報酬委員会の審議及び答申を経て取締役会が行っており、委任していません。

(5) 当社の社外取締役及び社外監査役に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

役員区分	氏名	主な活動状況
取締役	外山 晴之	当事業年度開催の取締役会12回のうち全てに出席しました。企業法務を専門とする弁護士としての専門的な知識や、国際金融・財務分野に関する豊富な経験と知識に基づいた発言を行っており、取締役会における公正な意思決定を促し、経営の監督機能を強化する役割を適切に果たしています。また、指名報酬委員会の委員長として、同委員会を取りまとめ、独立した立場から取締役の指名及び報酬の決定に関与し、適切な監督を行っています。
取締役	松田 文彦	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席しました。ウイルス、免疫、ゲノム等の医療分野に関わる専門知識や、京都大学総長主席学事補佐等の役職を通じて得られたマネジメントの知見やフランスでの国際経験に基づいた発言を行っており、取締役会における公正な意思決定を促し、経営の監督機能を強化する役割を適切に果たしています。また、指名報酬委員会の委員として、独立した立場から取締役の指名及び報酬の決定に関与し、適切な監督を行っています。
取締役	田邊 智子	当事業年度開催の取締役会12回のうち全てに、また、監査役在任中に開催の監査役会3回のうち全てにそれぞれ出席しました。医療における高度な専門知識や知見及び企業経営に関する高い見識から発言を行っており、取締役会における公正な意思決定を促し、経営の監督機能を強化する役割を適切に果たしています。また、指名報酬委員会の委員として、独立した立場から取締役の指名及び報酬の決定に関与し、適切な監督を行っています。
監査役	山田 啓二	当事業年度開催の取締役会12回のうち全てに、また、監査役会14回のうち全てにそれぞれ出席しました。知事としての地方行政における経験や他社の社外取締役の経験を通じて培われた幅広い見識に基づいた発言を行っています。
監査役	河本 紗代子	2023年3月25日開催の第85回定時株主総会にて監査役に選任され就任後開催の取締役会10回のうち全てに、また、監査役会11回のうち全てにそれぞれ出席しました。繊維工業、小売、製造、不動産賃貸業等のさまざまな事業を展開するグループ会社を統括する綾羽株式会社において、代表取締役副社長を務め、企業経営に関する高い見識と経験に基づいた発言を行っています。

(注) 田邊智子氏の取締役会への出席状況は、監査役としての出席状況を含めて記載しています。

② 重要な兼職先と当社との関係

「3. 会社役員に関する事項 (1) 当社の取締役及び監査役の氏名等(2023年12月31日現在)」に記載のとおりです。

※ 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

連結計算書類

連結貸借対照表（2023年12月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	318,577	流動負債	101,051
現金及び預金	132,775	支払手形及び買掛金	30,518
受取手形、売掛金及び契約資産	71,541	短期借入金	5,695
有価証券	2,000	未払金	22,184
商品及び製品	35,145	未払法人税等	5,783
仕掛品	24,696	契約負債	24,713
原材料及び貯蔵品	39,632	賞与引当金	2,312
その他	14,102	製品保証引当金	3,570
貸倒引当金	△1,317	その他	6,272
固定資産	130,453	固定負債	64,246
有形固定資産	100,801	社債	30,000
建物及び構築物	55,454	長期借入金	24,699
機械装置及び運搬具	17,652	繰延税金負債	645
土地	20,311	退職給付に係る負債	1,873
建設仮勘定	2,530	その他	7,027
その他	4,853	負債合計	165,298
無形固定資産	4,965	純資産の部	
のれん	1,343	株主資本	253,060
ソフトウェア	1,258	資本金	12,011
借地権	629	資本剰余金	18,766
その他	1,733	利益剰余金	223,320
投資その他の資産	24,686	自己株式	△1,037
投資有価証券	15,666	その他の包括利益累計額	29,947
退職給付に係る資産	1,212	その他有価証券評価差額金	6,850
繰延税金資産	6,244	為替換算調整勘定	22,785
その他	2,778	退職給付に係る調整累計額	312
貸倒引当金	△1,214	新株予約権	706
		非支配株主持分	17
資産合計	449,030	純資産合計	283,732
		負債純資産合計	449,030

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書（2023年1月1日から2023年12月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		290,558
売上原価		163,174
売上総利益		127,383
販売費及び一般管理費		80,086
営業利益		47,296
営業外収益		
受取利息	1,892	
受取配当金	307	
助成金収入	143	
雑収入	380	2,723
営業外費用		
支払利息	722	
為替差損	948	
雑損失	98	1,769
経常利益		48,251
特別利益		
固定資産売却益	38	
関係会社株式売却益	6,615	6,653
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	59	
投資有価証券売却損	0	
投資有価証券評価損	21	
貸倒引当金繰入額	1,120	1,201
税金等調整前当期純利益		53,703
法人税、住民税及び事業税	14,730	
法人税等調整額	△1,329	13,400
当期純利益		40,302
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		40,302

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月14日

株式会社堀場製作所
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人
京都事務所

指定有限責任社員	業務執行社員	公認会計士	羽津 隆弘
指定有限責任社員	業務執行社員	公認会計士	山田 徹雄
指定有限責任社員	業務執行社員	公認会計士	山中 智弘

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社堀場製作所の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社堀場製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第86期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担、監査計画等に従い、取締役、グループ経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、主な子会社については、子会社の取締役または監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月14日

株式会社堀場製作所 監査役会

常 勤 監 査 役 中 峯 敦 ㊞

社 外 監 査 役 山 田 啓 二 ㊞

社 外 監 査 役 河 本 紗 代 子 ㊞

株主各位

京都市南区吉祥院宮の東町 2 番地

株式会社堀場製作所

第86回定時株主総会招集ご通知に際して 書面交付請求をいただいた株主様に 交付する書面に記載しない事項

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

① 事業報告

- ・当社グループの現況に関する事項の「主要な事業内容」及び「主要な営業所及び工場」
- ・会社の新株予約権等に関する事項
- ・会計監査人の状況
- ・会社の体制及び方針

② 連結計算書類

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

③ 計算書類

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

④ 監査報告書

- ・会計監査人の監査報告書

法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、上記の各項目は、書面交付請求をいただいた株主様に交付する書面（交付書面）に記載していません。なお、①から③の各項目は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して、事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部として監査を受けています。

事業報告

当社グループの現況に関する事項

(1) 主要な事業内容（2023年12月31日現在）

当社グループは各種分析計の製造及び販売を行っており、セグメント別の主要製品、サービスは次のとおりです。

セグメント	主な事業内容
自動車	エンジン排ガス測定装置、使用過程車用排ガス測定器、車載型排ガス測定装置、ドライブレインテストシステム、エンジンテストシステム、ブレーキテストシステム、燃料電池試験装置、バッテリー試験装置、車両開発エンジニアリング、試験エンジニアリング、研究開発棟リース
環境・プロセス	煙道排ガス分析装置、水質計測装置、大気汚染監視用分析装置、環境放射線測定器、プロセス計測設備
医用	血球計数装置、免疫測定装置、生化学用検査装置、血糖値検査装置
半導体	マスフローコントローラー、薬液濃度モニター、半導体異物検査装置、残留ガス分析装置
科学	水質計測装置、粒子径分布測定装置、蛍光X線分析装置、元素分析装置、ラマン分光分析装置、蛍光分光・寿命測定装置、分光器・検出器、グレーティング（回折格子）

(2) 主要な営業所及び工場（2023年12月31日現在）

会社名	拠点、都市
株式会社堀場製作所	本社・工場（京都市）、びわこ工場（滋賀県大津市）、HORIBA最先端技術センター（京都市）、東京支店（東京都千代田区）
株式会社堀場エステック	本社・工場（京都市）、阿蘇工場（熊本県阿蘇郡）、京都福知山テクノロジーセンター（京都府福知山市）
株式会社堀場アドバンスドテクノ	本社・工場（京都市）
株式会社堀場テクノサービス	本社（京都市）
ホリバ・インスツルメンツ社（アメリカ）	本社・工場（アメリカ/カリフォルニア州）、研究所・工場（アメリカ/ニュージャージー州）、研究所・工場（アメリカ/ネバダ州）
ホリバ・ヨーロッパ社（ドイツ）	本社・工場（ドイツ/オーバーウルゼル市）、支店（ドイツ/ダルムシュタット市）
ホリバABX社（フランス）	本社・工場（フランス/モンペリエ市）
ホリバ・フランス社（フランス）	本社・工場・リサーチセンター（フランス/パレゾー市）、研究所・工場（フランス/リール市）
ホリバMIRA社（イギリス）	本社（イギリス/ナニートン市）
ホリバ・フューエルコン社（ドイツ）	本社・工場（ドイツ/バルレーベン市）
ホリバ・ブラジル社（ブラジル）	本社・工場（ブラジル/サンパウロ州）
ホリバ・インド社（インド）	本社（インド/ニューデリー市）、テクニカルセンター（インド/プネ市）、工場（インド/ナグプール市）
ホリバ・コリア社（韓国）	本社・工場（韓国/安養市）
堀場エステック・コリア社（韓国）	本社・工場（韓国/龍仁市）
堀場儀器（上海）有限公司（中国）	本社・工場（中国/上海市）
堀場（中国）貿易有限公司（中国）	本社（中国/上海市）

会社の新株予約権等に関する事項

当社の役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称	発行日	個数	株式の種類と数	行使時の払込金額	行使期間	保有者数
第1回株式報酬型新株予約権	2009年4月16日	195個	普通株式 19,500株	1株当たり1円	2009年4月17日～ 2039年4月16日	取締役3名
第2回株式報酬型新株予約権	2010年4月23日	97個	普通株式 9,700株	1株当たり1円	2010年4月24日～ 2040年4月23日	取締役3名
第3回株式報酬型新株予約権	2011年4月21日	116個	普通株式 11,600株	1株当たり1円	2011年4月22日～ 2041年4月21日	取締役3名
第4回株式報酬型新株予約権	2012年4月24日	110個	普通株式 11,000株	1株当たり1円	2012年4月25日～ 2042年4月24日	取締役4名
第5回株式報酬型新株予約権	2013年5月8日	149個	普通株式 14,900株	1株当たり1円	2013年5月9日～ 2043年5月8日	取締役4名
第6回株式報酬型新株予約権	2014年4月24日	124個	普通株式 12,400株	1株当たり1円	2014年4月24日～ 2044年4月23日	取締役4名
第7回株式報酬型新株予約権	2015年5月8日	94個	普通株式 9,400株	1株当たり1円	2015年5月9日～ 2045年5月8日	取締役4名
第8回株式報酬型新株予約権	2016年5月10日	122個	普通株式 12,200株	1株当たり1円	2016年5月11日～ 2046年5月10日	取締役4名
第9回株式報酬型新株予約権	2017年5月9日	79個	普通株式 7,900株	1株当たり1円	2017年5月10日～ 2047年5月9日	取締役5名
第10回株式報酬型新株予約権	2018年5月8日	85個	普通株式 8,500株	1株当たり1円	2018年5月9日～ 2048年5月8日	取締役5名
第11回株式報酬型新株予約権	2019年4月19日	134個	普通株式 13,400株	1株当たり1円	2019年4月20日～ 2049年4月19日	取締役5名
第12回株式報酬型新株予約権	2020年4月24日	186個	普通株式 18,600株	1株当たり1円	2020年4月25日～ 2050年4月24日	取締役6名
第13回株式報酬型新株予約権	2021年4月30日	93個	普通株式 9,300株	1株当たり1円	2021年5月1日～ 2051年4月30日	取締役6名

(注) 1. 社外取締役及び監査役は含まれていません。

2. 第1回株式報酬型新株予約権から第4回株式報酬型新株予約権までの主な行使条件は次のとおりです。

(1) 「行使期間」に関わらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できます。

(2) その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間に締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

3. 第5回株式報酬型新株予約権から第13回株式報酬型新株予約権までの主な行使条件は以下のとおりです。

(1) 「行使期間」に関わらず、新株予約権者は、当社の取締役及びコーポレートオフィサー（執行役員）の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当社の取締役及びコーポレートオフィサー（執行役員）のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、子会社の取締役及びコーポレートオフィサー（執行役員）の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該子会社の取締役及びコーポレートオフィサー（執行役員）のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、新株予約権を行使できるものとし、それぞれの地位に基づいて割当てを受けた新株予約権をそれぞれ一括して行使できます。

(2) その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間に締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

4. 上記の新株予約権の個数及び数は、コーポレートオフィサー（執行役員）の地位であった時に交付されていたものを含みます。

5. 当社は、2022年3月26日開催の第84回定時株主総会において、当社の取締役に交付または支給する譲渡制限付株式報酬制度及び事後交付型株式報酬制度を導入することを決議いただき、以後株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の発行は行わないものとなりました。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 57百万円

② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 69百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分せず、実質的にも区分できないため、上記①の金額には、これらの合計額を記載しています。

2. 当社の重要な連結子会社のうち、ホリバ・インスツルメンツ社（アメリカ）、ホリバ・ヨーロッパ社（ドイツ）、ホリバABX社（フランス）、ホリバ・ヨーロッパ・ホールディング社（フランス）、ホリバ・フランス社（フランス）、ホリバMIRA社（イギリス）、堀場（中国）貿易有限公司（中国）は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

i. 取締役及び使用人の職務の執行に当たっては、法令及び定款を遵守することをホリバコーポレートフィロソフィ、倫理綱領等に明記して、法令・定款遵守の企業風土を醸成し、法令・定款違反行為の未然防止に努めるものとする。

取締役及び使用人が他の取締役または使用人の法令・定款違反行為を発見した場合は、コンプライアンス管理規程に基づいて通報するものとし、コンプライアンス統轄責任者は通報内容を確認して、必要に応じて社内関係機関に報告するなどガバナンス体制を維持・強化するものとする。

ii. コンプライアンス体制の基礎として、倫理綱領及びコンプライアンス管理規程を定めており、今後とも、取締役及び使用人全員へのこれらの浸透を図り、内部統制システムの構築・整備・維持・向上の推進を図るものとする。また、必要に応じて取締役及び使用人に対して、教育を実施するものとする。

iii. 内部監査に当たる監査担当部署は、法令・定款違反の発見・防止と業務プロセスの改善指示等に努めるものとし、執行部門から独立した組織にするものとする。

iv. 法令・定款違反その他のコンプライアンスに関する事実についての前記「i.」記載の社内通報体制に加えて、コンプライアンス管理規程に基づき社外弁護士等を直接の情報受領者とする通報制度をすでに設けており、今後ともその適切な運用を行うものとする。

v. 監査役は、当社の法令・定款遵守体制及びコンプライアンスに関する体制の運用に問題があると認める時は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

vi. 取締役会、監査役による監督・監視体制充実のため、業務の適正化に必要な知識と経験を有した社外取締役と社外監査役をすでに選任しているが、今後とも引き続き適任者を選ぶものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、取締役の指揮・監督の下で業務執行を行う使用人の職務執行に係る情報も含めて、文書管理規程、文書保存基準等文書に関する定めに基づき適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理するものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する体制の基礎として、リスク管理に関する諸規程を定め、リスク管理の体制を構築し、運用するものとする。また、必要に応じて取締役及び使用人に対してリスク管理に関する教育・訓練を実施するものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。また、取締役会の決定に基づく職務執行に当たっては、取締役・執行役員が役割分担等を行い効率的な業務執行を行うものとする。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- i. グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用するコーポレートフィロソフィを制定しており、その考え方を基礎として、グループ各社で諸規程を定めるものとする。子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制として、関係会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行い、各グループ会社の経営会議等を通じて子会社の取締役等の職務の執行に係る事項につき報告を求めるとともに、必要に応じてモニタリング・監査を行うものとする。また、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行等が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、取締役及び使用人は、グループ会社において、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、コンプライアンス管理規程に基づいて通報するものとする。
- ii. 子会社の損失の危険の管理に関する体制として、関係会社管理規程に従い子会社のリスク把握を行うほか、国内子会社においては、国内の子会社も対象とするリスク管理に関する諸規程を定め、子会社におけるリスク管理の体制を構築し、運用するものとする。
- iii. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、グループ一体となった経営を推進し、各グループ会社の経営会議、グローバル経営戦略の審議・決定を行う会議、経営戦略に基づく予算の審議・決定を行う会議を開催するほか、グループ会社間で業務のシェアードサービスを実施する等、効率化を図るものとする。
- iv. 子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上の問題があると認識した場合には、監査担当部署またはコンプライアンス担当部署に報告するものとする。監査担当部署またはコンプライアンス担当部署は直ちに監査役に報告するとともに、必要に応じて社内関係機関に報告するものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。また、報告を受けた監査担当部署またはコンプライアンス担当部署、社内関係機関は、コンプライアンス管理規程、リスク管理に関する規程等に基づき対応するものとする。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することを求めることができるものとする。監査役補助者に関し、その任命、解任、人事異動、評価、賃金等の改定については、監査役の同意を必要とするものとする。また、監査役は、監査の実効性の観点から監査役補助者の体制の強化に努めるものとし、監査役補助者の属する組織及び監査役の監査役補助者に対する指揮命令権の明確化を図るものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員等の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- i. 取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に、また同様に子会社の取締役、監査役、使用人等（これらの者から報告を受けた者を含む）は、子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について当該子会社における担当部署もしくは子会社の監査役を通じて当社の監査役に、

報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人、子会社の取締役、監査役、使用人等に対して報告を求めることができるものとする。

ii. 社内通報に関するコンプライアンス管理規程に基づき、その適切な運用を維持することにより、法令・定款違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

⑧ 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
コンプライアンス管理規程に報告者の不処分を規定し、前記「⑦」記載の報告を行った者に対して、報告したことを理由に処分したり、不利な取扱いをしないものとする。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

監査役は、監査役費用の支出にあたってその効率性及び適正性に留意し、職務の執行上必要と認める費用について予算を計上するものとする。なお、緊急または臨時に支出した費用については、事後、償還を請求することができるものとする。

⑩ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実施に当たり、監査役と弁護士、公認会計士等外部専門家との連携体制、監査担当部署等との社内の連携体制を確保するものとする。

(2) 当社の上記体制の運用状況

① コンプライアンスに対する取組みの状況

ホリバコーポレートフィロソフィ、コンプライアンス管理規程、倫理綱領等を制定して、コンプライアンスに係る体制強化を図り、違法行為を未然防止するとともに、違法行為を早期に発見・是正する施策として内部通報制度を導入し、社外弁護士相談窓口、内部通報メールシステム、多言語に対応したグローバル内部通報窓口等を設置して、社内の法令遵守意識を高めています。

また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する啓発や事案の審議、内部通報された内容の審理・答申・是正勧告などの機能を担っています。

② 職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況

定例取締役会を毎月1回、臨時の取締役会を必要に応じてそれぞれ開催し、取締役は迅速・機動的な意思決定を行っています。

取締役会における経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図るため、コーポレートオフィサー（執行役員）制度を導入しています。取締役は、コーポレートオフィサーに業務執行を委託し、委託を受けたコーポレートオフィサーは部長等管理職に対して、具体的な指揮・命令・監視を行っています。取締役、コーポレートオフィサー、部門長が出席するオペレーション会議、経営会議はそれぞれ月に2～4回の頻度で定期的に開催し、業務執行に関する報告・検討・決定などを行っています。

また、取締役会、監査役による監督、監視体制充実のため、業務の適正化に必要な知識と経験を有した社外取締役と社外監査役を選任しています。

③ 損失の危険の管理に対する取組みの状況

リスク管理体制の強化を目的にHORIBAグループリスク管理規程を制定し、リスクを各セグメントに関するリスク、為替変動に関するリスク、国際情勢に関するリスク、買収や提携に伴う業績や財政状態の変化のリスク、情報セキュリティに関するリスク、自然災害による設備の破損とそれに伴う納期遅延等のリスク、気候変動に関するリスク、ビジネスと人権に関するリスク等と大きく分類し、それらのリスクの管理体制・危機発生の際の責任体制などについて定めています。

リスク管理に関わる課題、対応策を協議、承認する組織として、HORIBAグループリスク管理委員会がその任に当たることとし、定期的な啓発活動、トレーニングにより、リスクに直面した際には、経営トップから担当者まで、当社グループ従業員全員が、自らの役割を認識し、責任ある的確な行動ができる体制を整えています。

④ 当社グループにおける業務の適正性に対する取組みの状況

関係会社管理規程に基づき、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行い、必要に応じてモニタリングを行っています。

取締役及び使用人は、当社グループにおいて、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、コンプライアンス管理規程に基づいて通報するものとしています。

また、各グループ会社の役員及び幹部社員が出席するグローバルな経営戦略を審議・決定する会議、経営戦略に基づく予算を審議・決定する会議を開催しています。

⑤ 監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況

監査役は、監査役会で定めた監査方針、監査計画等に従って監査を実施し、取締役会、オペレーション会議、事業部門ごとの経営会議、その他重要な会議に出席しています。また、取締役、内部監査部門等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査して、取締役の職務遂行に関する不正の行為、法令・定款に違反する行為の監視をしています。

また、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携、監査担当部署等との社内の連携を図っています。

(3) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株主、投資家、お客様、取引先、従業員等の様々なステークホルダー（利害関係者）との相互関係に基づき成り立っています。当社は、世界で事業展開する分析機器メーカーとして「真のグローバルカンパニー」をめざし、様々な産業分野の市場に対して、付加価値の高い製品やサービス、分析技術を通じて、「地球環境の保全」「ヒトの健康」「社会の安全・利便性向上」「科学技術の発展」などに貢献することを使命とし、それによって、全てのステークホルダーに対する企業としての社会的責任（社会貢献）を果たすことができると考えています。

また、当社は、将来の収益を生み出す源泉であり企業の永続を担保する人財（当社グループでは、従業員を大切な財産と考えて「人財」と表現しています。）・技術力やそれを支える企業文化といった「見えない資産」を大切に育成し、これらを包括する「HORIBAブランド」の価値を高める活動を展開しています。これにより、企業価値向上と様々なステークホルダーとの強い信頼関係の構築をめざします。

当社は、資本市場に公開された株式会社であるため、当社に対して投資していただいている株主の皆様には、当社の企業理念及び経営方針にご賛同いただいたうえで、そのご判断により当社の経営を当社経営陣に対して委ねていただいているものと考えます。言い換えれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方について、株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと当社は考えており、当社株式の大量取得行為がなされた場合にそれに応じるべきか否かについても、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきであると考えています。

一方、わが国の資本市場において、企業価値の源泉となるステークホルダーの存在を無視して、自己の短期的な利益のみを追求していると思われる株式の大量取得行為があり得ると認識しています。当社としては、上述の社会的責任を果たし、企業価値を向上させることが、このような濫用的な株式の大量取得行為への最善の対応であり、いわゆる買収防衛策の導入は不要と判断しています。

ただ、仮に、このような濫用的な株式の大量取得行為の提案がなされた場合には、株主、投資家の皆様に適切にご判断いただくために、当社経営陣はそのような濫用的な提案の内容や条件について十分検討し、その検討結果及び見解を株主、投資家の皆様に提供することが、重要な責務であると考えています。

また、当社では、株主の皆様に対して善管注意義務を負う経営者の当然の責務として、株式の買付けや買収提案に際しては、当社の企業価値・株主共同の利益への影響を慎重に判断し、適切な措置を講じます。

そのため、社外の専門家も起用して株式の買付けや買収提案の評価及び買付者や買収提案者との交渉を行うほか、当社の企業価値、株主共同の利益を損なうと判断される株式の買付けや買収提案に対しては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と考え、関連する法令に従い、適切に対応します。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

オーナー（株主）の皆様への利益配分につきましては、2013年2月14日開催の取締役会において、2013年度以降は、配当金額と自社株式取得金額を合わせた「株主総還元額」を連結純利益の30%を目処として、柔軟に対処することを基本方針として決定しました。利益成長を通じて企業価値向上を図るべく、内部留保資金を有効活用し成長分野に重点的に投資する一方、この方針のもと、オーナー（株主）の皆様に対して、連結業績に連動した利益還元を実施してまいります。

2023年12月期の期末配当金は、1株当たり210円を実施することとしました。これにより既に実施済みの中間配当金とあわせた年間配当金は290円（前期は245円）となります。

【ご参考情報】

2024年2月14日に開催の取締役会において、上記のオーナー（株主）の皆様への利益配分を「配当性向を、連結純利益の30%を目処としつつ、投資機会と資金状況等を総合的に勘案し、特別配当や自己株式の取得を機動的に実施する」に変更することを決議しました。

※ 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書（2023年1月1日から2023年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,011	18,684	194,000	△1,193	223,502
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△10,983		△10,983
親会社株主に帰属する 当期純利益			40,302		40,302
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△2		65	63
譲渡制限付株式報酬		83		91	175
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の 変動額合計	-	81	29,319	156	29,557
当期末残高	12,011	18,766	223,320	△1,037	253,060

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	4,257	12,156	148	16,562	769	15	240,850
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△10,983
親会社株主に帰属する 当期純利益							40,302
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							63
譲渡制限付株式報酬							175
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	2,592	10,629	163	13,385	△63	2	13,324
連結会計年度中の 変動額合計	2,592	10,629	163	13,385	△63	2	42,882
当期末残高	6,850	22,785	312	29,947	706	17	283,732

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数：48社
- ・主要な連結子会社の名称

株式会社堀場エステック、ホリバ・インスツルメンツ社（アメリカ）、ホリバ・ヨーロッパ社（ドイツ）、ホリバABX社（フランス）、ホリバ・フランス社（フランス）、ホリバMIRA社（イギリス）、ホリバ・ヨーロッパ・ホールディング社（フランス）、ホリバ・UKファイナンス社（イギリス）、ホリバ・アメリカス・ホールディング社（アメリカ）、堀場（中国）貿易有限公司（中国）、厚礼博（中国）投資有限公司（中国）

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称

株式会社ホリバコミュニティ

- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しています。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社または関連会社の数：1社
- ・当該会社等の名称

IDV Robotics社（イギリス）

② 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況

- ・当該会社等の名称

株式会社ホリバコミュニティ

- ・持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、連結純損益及び利益剰余金等に与える影響が僅少であり、かつ、全体としても重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しています。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

当連結会計年度から、株式の取得により堀場アドバンステクノ・フランス社（フランス）を、新規設立によりホリバ・インスツルメンツ社（マレーシア）、MIRAテクノロジーパークサービス社（イギリス）を連結の範囲に含めています。なお、MIRA UGV社（現 IDV Robotics社）（イギリス）は株式の一部を譲渡したことにより持分法適用会社へ変更したため、OLDホリバMIRAサーティフィケーション社（イギリス）及びMIRAランド社（イギリス）については会社を清算したため、連結の範囲から除外しています。

② 持分法の適用範囲の変更

当連結会計年度において、当社の連結子会社であるホリバMIRA社（イギリス）は、保有するMIRA UGV社（現 IDV Robotics社）（イギリス）の株式の一部を譲渡しました。これにより、同社を連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めています。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しています。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの：時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）

- ・市場価格のない株式等：主として移動平均法に基づく原価法

b. デリバティブ：時価法

c. 棚卸資産

（原価法は、収益性の低下による簿価切下げの方法によっています。）

- ・商品及び製品、仕掛品：主として総平均法に基づく原価法
- ・原材料及び貯蔵品：主として移動平均法に基づく原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

b. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（1年～10年）に基づいています。

c. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

③ 重要な引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

- ・当社及び国内連結子会社

受取手形、売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個々の回収可能性を検討して、回収不能見込額を合わせて計上しています。

- ・在外連結子会社

売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、個々の債権の回収可能性を検討して計上しています。

b. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しています。

c. 製品保証引当金

製品保証費用の支出に備えるため、過去の実績額を基礎として所定の基準により計上しているほか、個別に勘案した見積額を計上しています。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

b. 数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループは顧客との契約から生じる収益について、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する

自動車、環境・プロセス、医用、半導体、科学の5つのセグメントにおける製品の販売、サービスの提供について、顧客との契約に基づき履行義務を識別し、通常は下記の時点で当社グループの履行義務を充足すると判断し収益を認識しています。

a. 製品の販売に係る収益

製品の販売については、顧客との契約の中で当社グループが据付等の義務を負う製品は据付等が完了した時点、顧客との契約の中で当社グループが据付等の義務を負わない製品は着荷日に、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しています。

ただし、一部の工事を伴う製品等、一定の期間にわたり充足される履行義務は、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。進捗度の見積りは、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っています。

b. サービスの提供に係る収益

サービスの提供に係る収益には、主に製品に関連した保証、修理、保守、移設等の業務に係る収益が含まれ、履行義務が一時点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合にはサービス提供期間にわたり定額で収益を認識しています。

取引価格は、約束した財またはサービスの顧客への移転と交換に権利を得ると見込んでいる対価の金額であり、取引価格には重要な変動対価は含まれていません。また、主として取引価格は履行義務単位で決定され、契約における取引価格が該当する履行義務にそのまま配分されます。

取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領し、重要な金融要素は含んでいません。

⑥ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めています。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。また、一体処理の要件を満たす金利通貨スワップについては一体処理を採用しています。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段：為替予約取引等、金利通貨スワップ
- ・ヘッジ対象：外貨建予定取引、外貨建借入金

c. ヘッジ方針

社内管理規程に基づき、為替リスクを回避する目的で為替予約取引等、金利上昇リスク及び為替リスクを回避する目的で金利通貨スワップ取引を行っています。

d. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の時価の変動の累計とヘッジ手段の時価の変動の累計を比較することにより、有効性を評価しています。また、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一である場合には、有効性の評価を省略しています。

⑧ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っています。

⑨ その他連結計算書類作成のための重要な事項

a. グループ通算制度の適用

当社及び国内連結子会社はグループ通算制度を適用しています。

b. グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しています。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っています。また、実務対応報告第42号第32項（1）に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしています。

(6) 会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしています。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であり、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

固定資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
有形固定資産	100,801
無形固定資産	4,965

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 金額の算定方法

当社グループは、事業用資産については報告セグメントを基礎としグルーピングを行っています。当連結会計年度末日現在で、固定資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価しています。新規事業については合理的な事業計画と比較して実績が著しく下方に乖離していない場合には減損の兆候には当たらないと判断しています。なお、保有する資産グループに減損の兆候がある場合に減損テストを実施し、資産グループの回収可能価額が帳簿価額を下回っている場合には、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減損します。回収可能価額は、使用価値と正味売却価額（日本基準の場合）または処分コスト控除後の公正価値（国際財務報告基準の場合）を比較し、いずれか高い方を採用しています。

② 見積りの算出に用いた主な仮定

使用価値は経営者により作成された事業計画を基礎として、算定しています。また、使用価値の算定に用いる割引率は、加重平均資本コストを基に算定しています。

正味売却価額または処分コスト控除後の公正価値は、外部の専門家から入手した不動産鑑定書等に基づき算定しています。

③ 翌連結会計年度に与える影響

使用価値の算定に利用した経営者により作成された事業計画等の見直しが必要となった場合や、正味売却価額または処分コスト控除後の公正価値の算定に利用した不動産鑑定評価等に下落が生じた場合には、翌連結会計年度において固定資産の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

83,317百万円

4. 連結損益計算書に関する注記

貸倒引当金繰入額

当社の連結子会社が保有する債権について、回収不能と見込まれる額に対して貸倒引当金を設定し、特別損失に計上しています。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：株)

	当連結会計年度期首株式数	増加	減少	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	42,532,752	-	-	42,532,752
合計	42,532,752	-	-	42,532,752
自己株式				
普通株式（注）1、2	302,553	333	39,857	263,029
合計	302,553	333	39,857	263,029

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加333株は、譲渡制限付株式の無償取得による増加209株、単元未満株式の買取りによる増加124株です。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少39,857株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少23,257株、新株予約権の行使による減少16,600株です。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年2月14日 取締役会	普通株式	7,601	180	2022年12月31日	2023年3月6日
2023年8月9日 取締役会	普通株式	3,381	80	2023年6月30日	2023年9月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年2月14日 取締役会	普通株式	8,876	利益剰余金	210	2023年12月31日	2024年3月4日

(3) 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）
第1回株式報酬型新株予約権	普通株式	21,600
第2回株式報酬型新株予約権	普通株式	10,700
第3回株式報酬型新株予約権	普通株式	14,000
第4回株式報酬型新株予約権	普通株式	13,100
第5回株式報酬型新株予約権	普通株式	16,900
第6回株式報酬型新株予約権	普通株式	13,800
第7回株式報酬型新株予約権	普通株式	11,300
第8回株式報酬型新株予約権	普通株式	16,000
第9回株式報酬型新株予約権	普通株式	10,800
第10回株式報酬型新株予約権	普通株式	11,800
第11回株式報酬型新株予約権	普通株式	19,500
第12回株式報酬型新株予約権	普通株式	27,800
第13回株式報酬型新株予約権	普通株式	14,100

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性を重視した運用をする一方、資金調達については主に銀行借入や社債発行によっています。デリバティブは、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、期日管理、残高管理を行うとともに顧客の財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握を図る等、その軽減に努めています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、多くが1年以内の支払期日です。

これらの営業債権債務のうち一部には外貨建のものがあり為替の変動リスクに晒されていますが、外貨建の営業債権債務の相殺や先物為替予約の利用等により、リスクの軽減に努めています。

有価証券は、主に債券等の流動性の高い短期投資です。また、投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、一定金額以上の株式取得、売却については取締役会での詳細な検討を行うとともに、株式の時価情報は適宜経営陣への報告を徹底してリスクの軽減に努めています。

借入金のうち短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は、主に設備資金及び運転資金に係る資金調達です。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、資金収支計画を作成する等の方法によりリスクの軽減に努めています。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務の残高の範囲内で為替予約取引を実施しているほか、輸出入にかかる予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建債権債務に対して先物為替予約を行っています。また、借入金の残高の範囲内で金利変動リスク及び為替変動リスク回避のため、金利スワップ取引や金利通貨スワップ取引を実施し、投機的な取引は行わない方針です。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券（注） 2	16,069	16,069	-
資産計	16,069	16,069	-
社債	30,000	29,400	△599
長期借入金(1年内長期借入金を含む)	25,104	24,664	△440
負債計	55,104	54,064	△1,039
デリバティブ取引（注） 3	120	120	-

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金（1年内長期借入金を除く）」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しています。

2. 市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」には含まれていません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	130
非連結子会社及び関連会社株式	1,467

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しています。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

① 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券				
株式	14,068	-	-	14,068
債券				
社債	-	1,000	-	1,000
其他	-	500	-	500
其他	-	500	-	500
デリバティブ取引				
通貨関連	-	120	-	120
資産計	14,068	2,120	-	16,189

② 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
社債	-	29,400	-	29,400
長期借入金 (1年内長期借入金を含む)	-	24,664	-	24,664
負債計	-	54,064	-	54,064

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しています。活発な市場で取引されているものはレベル1の時価に分類しています。市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないものはレベル2の時価に分類しています。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定し、レベル2の時価に分類しています。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定し、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定し、レベル2の時価に分類しています。金利スワップの特例処理の対象とされている長期借入金は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定し、レベル2の時価に分類しています。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	セグメント					合計
	自動車	環境・プロセス	医用	半導体	科学	
売上高 (注) 1						
日本	16,868	11,446	6,906	27,343	7,579	70,144
アジア	19,761	5,863	7,812	69,052	14,777	117,266
米州	10,637	3,689	7,069	9,266	10,024	40,687
欧州	33,138	3,960	10,889	7,209	7,261	62,458
外部顧客への売上高 (注) 2	80,406	24,959	32,678	112,872	39,641	290,558

(注) 1. 「売上高」は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

2. 「外部顧客への売上高」は顧客との契約から生じる収益及びその他の収益が含まれています。その他の収益に重要性はありません。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (5) 会計方針に関する事項 ⑤ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	64,860
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	66,762
契約資産（期首残高）	4,957
契約資産（期末残高）	4,779
契約負債（期首残高）	24,632
契約負債（期末残高）	24,713

(注) 顧客との契約以外から生じた債権は、その金額に重要性がないため、「顧客との契約から生じた債権」に含めて表示しています。

契約資産は主に、当連結会計年度末時点で完了しているが、まだ請求していない履行義務に係る対価に対する当社グループの権利に関連するものです。契約資産は、支払いに対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。

契約負債は主に、履行義務を充足する前に顧客から受け取った対価です。契約負債は契約に基づいた履行義務を充足した時点で収益へ振り替えられます。

当連結会計年度に認識された収益について、期首時点で契約負債に含まれていた金額は16,365百万円です。

② 残存履行義務に配分した取引価格

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	148,056
1年超	19,410
合計	167,466

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| (1) | 1株当たり純資産額 | 6,695円30銭 |
| (2) | 1株当たり当期純利益 | 953円71銭 |

9. その他の注記

(企業結合等関係)

事業分離

当連結会計年度において、当社の連結子会社であるホリバMIRA社（イギリス）は保有するMIRA UGV社（現 IDV Robotics社）（イギリス）の株式の一部をIveco Defence Vehicles S.p.A.（イタリア）へ譲渡しました。これにより、同社は当社の連結子会社から持分法適用関連会社へ変更となりました。

(1) 事業分離の概要

① 分離先企業の名称

Iveco Defence Vehicles S.p.A.（イタリア）

② 分離した事業の内容

防衛産業向け無人運転車両の車両開発エンジニアリングサービス

③ 事業分離を行った主な理由

ホリバMIRA社（イギリス）は無人運転車両の車両開発エンジニアリングサービスを防衛産業向けに展開してきました。この度、当社グループの将来見通しを総合的に勘案し、自動車セグメントの経営資源を普通乗用車や重量車などの民生用車両分野に集中すべく、当該事業を譲渡することとしました。

④ 事業分離日

2023年2月1日

⑤ 法的形式を含む取引の概要

受取対価を現金とする株式譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

移転損益の金額

関係会社株式売却益 6,615百万円

MIRA UGV社（現 IDV Robotics社）（イギリス）の連結上の帳簿価額と譲渡価額との差額から売却に係る費用を控除した金額を関係会社株式売却益に計上しています。当該関係会社株式売却益には、残存持分の公正価値と簿価との差額により算出される評価益相当分である1,382百万円を含んでいます。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

自動車セグメント

(4) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高 22百万円

営業損失 27百万円

計算書類

貸借対照表（2023年12月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	99,433	流動負債	36,704
現金及び預金	37,807	支払手形	134
受取手形	3,993	電子記録債務	15,204
売掛金及び契約資産	12,829	買掛金	6,064
有価証券	2,000	関係会社短期借入金	425
商品及び製品	2,312	未払金	9,810
仕掛品	8,631	未払費用	971
原材料及び貯蔵品	4,032	契約負債	3,275
未収入金	25,067	賞与引当金	136
未収法人税等	1,832	製品保証引当金	373
その他	944	その他	309
貸倒引当金	△19	固定負債	53,748
固定資産	125,144	社債	30,000
有形固定資産	21,716	長期借入金	20,000
建物	10,176	債務保証損失引当金	2,211
構築物	424	繰延税金負債	937
機械及び装置	986	その他	599
車両運搬具	38	負債合計	90,452
工具、器具及び備品	1,353	純資産の部	
土地	8,651	株主資本	126,916
建設仮勘定	84	資本金	12,011
無形固定資産	410	資本剰余金	18,754
ソフトウェア	388	資本準備金	18,612
その他	21	その他資本剰余金	141
投資その他の資産	103,017	利益剰余金	97,188
投資有価証券	13,529	利益準備金	817
関係会社株式	83,745	その他利益剰余金	96,370
関係会社出資金	3,735	固定資産圧縮積立金	22
関係会社長期貸付金	597	別途積立金	72,589
その他	1,450	繰越利益剰余金	23,758
貸倒引当金	△39	自己株式	△1,037
資産合計	224,577	評価・換算差額等	6,502
		その他有価証券評価差額金	6,502
		新株予約権	706
		純資産合計	134,124
		負債純資産合計	224,577

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書（2023年1月1日から2023年12月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		54,620
売上原価		32,938
売上総利益		21,681
販売費及び一般管理費		16,529
営業利益		5,152
営業外収益		
受取利息	246	
受取配当金	18,411	
雑収入	3,328	21,986
営業外費用		
支払利息	126	
社債利息	67	
為替差損	388	
雑損失	2,516	3,098
経常利益		24,040
特別利益		
固定資産売却益	0	
貸倒引当金戻入額	2,103	2,103
特別損失		
固定資産除却損	9	
投資有価証券評価損	21	
債務保証損失引当金繰入額	2,211	2,242
税引前当期純利益		23,901
法人税、住民税及び事業税	1,305	
法人税等調整額	△135	1,170
当期純利益		22,731

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書（2023年1月1日から2023年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	12,011	18,612	60	18,672	817	23	69,689	14,908	85,439
当期変動額									
剰余金の配当								△10,983	△10,983
固定資産圧縮積立金の取崩						△0		0	-
別途積立金の積立							2,900	△2,900	-
当期純利益								22,731	22,731
自己株式の取得									
自己株式の処分			△2	△2					
譲渡制限付株式報酬			83	83					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	81	81	-	△0	2,900	8,849	11,748
当期末残高	12,011	18,612	141	18,754	817	22	72,589	23,758	97,188

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△1,193	114,929	3,982	3,982	769	119,681
当期変動額						
剰余金の配当		△10,983				△10,983
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
別途積立金の積立		-				-
当期純利益		22,731				22,731
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	65	63				63
譲渡制限付株式報酬	91	175				175
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			2,520	2,520	△63	2,456
当期変動額合計	156	11,986	2,520	2,520	△63	14,443
当期末残高	△1,037	126,916	6,502	6,502	706	134,124

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式：移動平均法に基づく原価法

其他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの：時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)

- ・市場価格のない株式等：移動平均法に基づく原価法

② デリバティブ：時価法

③ 棚卸資産

(原価法は、収益性の低下による簿価切下げの方法によっています。)

- ・商品及び製品、仕掛品：総平均法に基づく原価法

- ・原材料及び貯蔵品：移動平均法に基づく原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）：定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 : 3年～50年

構築物 : 4年～60年

機械及び装置 : 2年～17年

車両運搬具 : 2年～6年

工具、器具及び備品 : 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（3年～10年）に基づいています。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

受取手形、売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個々の回収可能性を検討して、回収不能見込額を合わせて計上しています。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しています。

③ 製品保証引当金

製品保証費用の支出に備えるため、過去の実績額を基礎として当社所定の基準により計上しているほか、個別に勘案した見積額を計上しています。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしています。

⑤ 債務保証損失引当金

関係会社への債務超過にかかる損失に備えるため、当該関係会社の財務状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は顧客との契約から生じる収益について、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する

自動車・環境・プロセス、医用、半導体、科学の5つのセグメントにおける製品の販売、サービスの提供について、顧客との契約に基づき履行義務を識別し、通常は下記の時点で当社の履行義務を充足すると判断し収益を認識しています。

① 製品の販売に係る収益

製品の販売については、顧客との契約の中で当社が据付等の義務を負う製品は据付等が完了した時点、顧客との契約の中で当社が据付等の義務を負わない製品は着荷日に、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しています。

ただし、一部の工事を伴う製品等の一定の期間にわたり充足される履行義務は、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。進捗度の見積りは、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っています。

② サービスの提供に係る収益

サービスの提供に係る収益には、主に製品に関連した保証、修理、保守、移設等の業務に係る収益が含まれ、履行義務が一時点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合にはサービス提供期間にわたり定額で収益を認識しています。

取引価格は、約束した財またはサービスの顧客への移転と交換に権利を得ると見込んでいる対価の金額であり、取引価格には重要な変動対価は含まれていません。また、主として取引価格は履行義務単位で決定され、契約における取引価格が該当する履行義務にそのまま配分されます。

取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領し、重要な金融要素は含んでいません。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。また、一体処理の要件を満たす金利通貨スワップについては一体処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段：為替予約取引等、金利通貨スワップ
- ・ヘッジ対象：外貨建予定取引、外貨建借入金

③ ヘッジ方針

社内管理規程に基づき、為替リスクを回避する目的で為替予約取引等、金利上昇リスク及び為替リスクを回避する目的で金利通貨スワップ取引を行っています。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の時価の変動の累計とヘッジ手段の時価の変動の累計を比較することにより、有効性を評価しています。また、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一である場合には、有効性の評価を省略しています。

(7) その他計算書類作成のための基本となる事項

① グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しています。

② グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

(グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しています。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っています。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしています。

2. 会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしています。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	22,047百万円
(2) 関係会社の金融機関からの借入金等に対する保証債務	25,183百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	31,225百万円
長期金銭債権	108百万円
短期金銭債務	7,523百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
売上高	21,255百万円
仕入高	12,124百万円
その他の営業取引高	931百万円
営業取引以外の取引高	80,278百万円
(2) 貸倒引当金戻入額、債務保証損失引当金繰入額	
当社からの貸付を子会社からの貸付に切り替えたことによる貸倒引当金の取崩額、及び子会社の債務超過にかかる損失に備えるための債務保証損失引当金の繰入額です。	

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式（注） 1、2	302,553	333	39,857	263,029

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加333株は、譲渡制限付株式の無償取得による増加209株、単元未満株式の買取りによる増加124株です。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少39,857株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少23,257株、新株予約権の行使による減少16,600株です。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	101百万円
棚卸資産評価損	198百万円
貸倒引当金	17百万円
賞与引当金	41百万円
製品保証引当金	113百万円
未払役員退職慰労金	127百万円
減価償却超過額	231百万円
減損損失	100百万円
投資有価証券評価損	69百万円
関係会社株式評価損	2,303百万円
債務保証損失引当金	675百万円
その他	1,231百万円
繰延税金資産計	5,212百万円
評価性引当額	△3,197百万円
繰延税金資産合計	2,014百万円
繰延税金負債	
圧縮積立金	△9百万円
その他有価証券評価差額金	△2,782百万円
その他	△159百万円
繰延税金負債計	△2,951百万円
繰延税金資産の純額	△937百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	所在地	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社堀場エステック	京都市南区	直接100%	当社の販売先 及び仕入先	代理購買 (注) 1 債権譲受 (注) 4、5 債務引受 (注) 4、5	- 27,992 2,733	未収入金 未払金	16,437 2,343
	株式会社堀場アドバンス ドテクノ	京都市南区	直接100%	当社の販売先 及び仕入先	債権譲受 (注) 4、5 債務引受 (注) 4、5	2,477 543	未払金	255
	株式会社堀場テクノサー ビス	京都市南区	直接100%	当社の販売先 及び外注先	サービスの外注 (注) 2	5,758	買掛金	1,855
	ホリバ・アメリカス・ホ ールディング社 (アメリカ)	アメリカ/ カリフォルニア 州 アーバイン市	直接100%	グループ会社 のファイナンス 及び資金管理	増資の引受 (注) 7	13,980	-	-
	ホリバ・インストルメ ンツ社 (アメリカ)	アメリカ/ カリフォルニア 州 アーバイン市	間接100%	当社の販売先 及び仕入先	債権譲受 (注) 4、5 債務引受 (注) 4、5	6,683 25,317	未収入金	1,977
	ホリバ・ヨーロッパ・ホ ールディング社 (フランス)	フランス/ パレゾー市	直接100%	グループ会社 のファイナンス 及び資金管理	増資の引受 (注) 8	6,936	-	-
	ホリバ・ヨーロッパ社 (ドイツ)	ドイツ/ オーバーウルゼ ル市	直接75% 間接25%	債務の保証 当社の販売先 及び仕入先	借入等債務に対す る保証 (注) 3 債権譲受 (注) 4、5 債務引受 (注) 4、5	14,413 3,103 5,506	-	-
	ホリバ・フランス社 (フランス)	フランス/ パレゾー市	間接100%	当社の販売先 及び仕入先	債権譲受 (注) 4、5 債務引受 (注) 4、5	2,960 2,623	-	-
	ホリバMIRA社 (イギリス)	イギリス/ ナニートン市	間接100%	債務の保証	借入等債務に対す る保証 (注) 3	2,766	-	-

種類	会社等の名称	所在地	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ホリバ・UKファイナンス社（イギリス）	イギリス/ ノーザンプトン市	直接100%	グループ会社のファイナンス及び資金管理	増資の引受 (注) 9	6,558	-	-
	ホリバ・UK社（イギリス）	イギリス/ ノーザンプトン市	間接100%	当社の販売先及び仕入先	債権譲受 (注) 4、5 債務引受 (注) 4、5	559 6,181	未収入金	494
	ホリバ・テストオートメーション社（イギリス）	イギリス/ ウースター市	間接100%	資金の貸付	資金の回収 (注) 6	2,343	-	-
	ホリバ・インスツルメンツ社（シンガポール）	シンガポール	直接100%	当社の販売先	債権譲受 (注) 4、5 債務引受 (注) 4、5	395 6,615	未収入金	487
	堀場儀器（上海）有限公司（中国）	中国/上海市	間接100%	債務の保証	借入等債務に対する保証 (注) 3	4,384	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 代理購買については、市場からの調達原価と同額のため、取引金額には含めていません。
- サービスの外注については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しています。
- 各子会社に対する保証債務については、金融機関からの借入金等に対して保証したものであり、保証形態等を勘案して保証料を設定しています。
- 各子会社より債権譲受および債務引受した上で、当社が対象となる債権・債務を相殺し、差額を精算しています。
- 各子会社の帳簿価額により債権譲受および債務引受をしています。
- 市場金利を勘案し、利率を合理的に決定しています。なお、資金の回収により貸倒引当金を取崩しています。
- 増資の引受については、子会社が行った増資を債権の現物出資の方法により全額引受けています。
- 増資の引受については、子会社が行った増資を全額引受けています。
- 増資の引受については、子会社が行った増資を株式の現物出資等の方法により全額引受けています。

8. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「個別注記表 1.重要な会計方針 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載したとおりです。

9. 1 株当たり情報に関する注記

- | | | |
|-----|-------------|-----------|
| (1) | 1 株当たり純資産額 | 3,156円37銭 |
| (2) | 1 株当たり当期純利益 | 537円92銭 |

10. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制の適用会社です。

監査報告書

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月14日

株式会社堀場製作所
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人
京都事務所

指定有限責任社員	業務執行社員	公認会計士	羽津 隆弘
指定有限責任社員	業務執行社員	公認会計士	山田 徹雄
指定有限責任社員	業務執行社員	公認会計士	山中 智弘

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社堀場製作所の2023年1月1日から2023年12月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上